

令和5年第2回伊仙町議会定例会

会期日程

令和5年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

令和5年6月6日開会～6月8日閉会 会期3日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	6	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告 (議長の動静) (2) 行政報告 (町長) ○陳情 2件 (陳情第7・8号 総務文教厚生常任委員会へ付託) ○同意 1件 (提案理由説明～質疑～討論～採決) ○承認 2件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○報告 3件 (報告～質疑～終結) ○議案 2件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) 	
〃	7	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問 (大河議員、牧本議員、井上議員、清議員 4名) 	
〃	8	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案 5件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○陳情審査報告2件 (委員長報告～質疑～討論～採決) ○意見書発議 (報告～質疑～討論～採決) ○閉会中の継続審査・所管事務調査 (議運・総文厚・経建常任委員会) ○閉会 	

令和5年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和5年6月6日

令和5年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第5 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第6 同意第1号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 承認第1号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 承認第2号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 報告第1号 令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）
- 日程第10 報告第2号 令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）
- 日程第11 報告第3号 令和4年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）
- 日程第12 議案第25号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第26号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和5年第2回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、永田 誠議員、福留達也議員、予備署名議員に樺山 一議員、美島盛秀議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月6日から6月8日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月6日から6月8日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和5年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査員より、令和5年5月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるが改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は事務局に常備しておりますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。3月議会終了後、3か月間の行政報告を行います。

3月15日に、待望の喜念小学校の地鎮祭が行われました。今後、町内の人口増加政策の一環として、今までと同様、住宅政策を推進してまいります。

3月24日に、国土交通省九州地方整備局港湾事務所長、西之表港湾事務所長が来庁いたしまして、今回、奄美地区は今まで鹿児島市と同じ事務所でありましたけれども、今年度から西之表港湾事務所と奄美が一括となるということになりました。今後、熊毛・奄美のいろんな交通体系が推進していく可能性もあるし、これは馬毛島に新しい港湾を造るということの一環でもあるようであります。

4月5日に、航空路要請活動。これは、3町長で全日空の芝田社長に面談いたしまして、食事も含めて約2時間の協議で、関空そして成田から徳之島の直行便を要請いたしました。社長は明言はしない中で、我々はこれからの自然遺産になったときの直行便の必要性について、あらゆる分野から説明し要望いたしたところでございます。

4月7日、第56回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭が行われまして、今、老朽化している戦艦大和の慰霊塔を、今後、クラウドファンディングという形で8月から3か月期間、この期間を設けてクラウドファンディングをやって、目標1億円でありますので、今、先般も徳之島奄美会に参加いたしまして、職員が映像を含めて説明をいたしましたし、尼崎のほうでも説明をいたしました。今後、いかにこの目標達成のために営業活動をしていくかということが大変重要になると思いますし、町からもどんどん発信をしてまいりたいと思っております。

4月14日、15日に、伊仙町制施行60周年記念事業がありまして、14日は、なくさみ館において、伝統文化と芸能の祭典という形で、町内の全保育所の子どもの演技、また来賓の方々、市町村長等を含めてご参加いただきました。後半の部では、闘牛2番組開催いたしまして、大変好評でありました。

4月15日には、伊仙町制施行60周年記念式典。議員の先生方も全員参加していただきまして、この60年を振り返り、特にMBCの映像、これはアーカイブ、映像が初めてこの県内で、ちょうど復帰したときにMBCが開局しておりますので、そのことも含めて、あらゆる映像を出していただきました。先般お礼に行ったところ、もっともっとアーカイブを整理していくと、いろんな映像があるということでもありますので、MBCは今後、このことを中心に県全地区でやっていく可能性があります。また、泉芳朗先生の新しい資料が発掘されたということで、同時に展示会も行われております。大変盛会でありました。時間が無いぐらいの中で、職員そして町民の方々の力で成功裏に終わりました。

4月27日に、県の市町村の県政説明会がありまして、今回初めての試みとして、ウェブ会議で県の部長の県政の今年の政策、そして知事のいろんな話がありましたけれども、今回この試みを見て、部長に関連する担当課長が町長室に入れ替わり立ち替わり来て、直接県の部長の県政の進め方について聞く機会ができたということは、大きな変化でありました。あとはまた、対面することも必要だろうというふうな意見も、町村会の中で出た状況でございます。

5月2日、連休中ですが、徳之島観光大使として片岡愛之助ご夫妻が来島いたしまして、闘

牛場にも顔を出していただいたし、島内のあらゆる観光施設を巡ってまいりました。

5月6日に、大阪の観光局の理事長の方が来島いたしまして、この方は国の官僚のOBでありますけれども、伊仙町に来て大変感銘を受けたということで、また再度来て伊仙町の取組、長寿・子宝だけではなくて、やっているいろんな取組、企業誘致も含めて、今回の大阪、関西の今度の万国博覧会のいろんなリーダーでありますので、そこに伊仙町も関与していきたいと考えております。

5月10日には、面縄港整備に関する要望活動を行いまして、これは、森山事務所を中心に要望活動を行ってまいりました。その他、日本マルコ、AGF、モスククリエーションなど、またデベロップにもNTTデータも来まして、伊仙町へのいろんな協力をお願いしたところであります。

それから、5月18日には、平林商工労働水産部長が、これは国のほうから来た部長でありますけれども、来訪いたしまして、伊仙町でのいろんな取組を指導していただきました。

5月24日に、日本港湾協会の交流会が福島県のいわき市でございまして、森山会長が主催でございますので、県から7自治体が参加しておりました。そして、全国の港湾関係の自治体が、60以上の自治体が参加いたしまして、各自治体から30秒のアピールをしていただきたいということでありました。北から順番にしていきましたら時間がなくなって、本当に30秒でアピールは終わりましたけれども、港湾の重要性が、今、東北の大震災など、またあらゆる災害が多くなってくことで、今まで以上にその存在感と重要性が、今、うたわれた状況でございました。

それから、5月31日には、農業農村整備事業の中央要請活動がありまして、これは丸一日あったんですけれども、またいろんな先生方との話合いの中で、今、食糧・農業基本法の改正が2年後、24年まではやっていくということで、急遽このことが、改正ということが決まって、今、農水省のほうでは、今後の食糧安全保障、そして自給率をいかに上げていくかなど、これはもう喫緊の課題であるし、それを、そういう基本法を改正していきながら自給率アップを目指していくというふうな説明でございました。

また、ウクライナの侵攻等で感じたことは、土地改良事業がいかに重要であるかということでもあります。これは私の考えですけれども、ウクライナという地域がなぜ、スターリンもヒトラーもなぜあの土地を目指したかということは、いろいろ習ったと思いますけれども、ウクライナのチェルノーゼムという土地は、世界で一番肥沃な土であるそうです。そこにあそこにあるドニエプル川という大河を何か所もせき止めてダムを造ったわけです。そして、小麦・トウモロコシの生産は世界1位であるわけです。そこにやはり今回の戦争の一番の要因があるんじゃないかと思っていますので、そのことを考えたときに、今後の土地改良事業がいかに重要であるかということ、これは、日本が食料自給率を上げなければならない状況です。もう1999年に農業農村基本法が出たときの最大の目標は、自給率のアップだったそうです。しかし、自給率が下がる一方であるわけですから、今回は大胆なこの農業農村基本法が改正されて、自給率アップのためにあらゆる政策が取っていかれると思いますので、水田を維持するのではなくて、そこをいかに畑に変えていくかということも大きな柱になるんじゃないかと思っています。今、伊仙町のこの豊かな土地を、土地改良ができな

かった地域を、さらにやっぱりいろいろな、例えば、反対する方が一人いたとしたら、できないというようなことをどのようにしてやっていくかも含めて、国もそのような柔軟な政策をつくっていくのではないかと思いますので、農業立町、伊仙町が目標を60億に今はしていますけれども、さらなるあらゆる農産物加工も含めて、ハウスも含めて、そして、豊かな水がまだまだ、スプリンクラーの普及率は3割いってないわけでありますので、それを100%にいけば相当の農業生産額は伸びると思うし、農業に若い人たちが参画するような状況をつくり出すということも我々の責任だと思っておりますので、また、伊仙町以外の方々もそのことをしっかりと理解しまして、一体となって実現できるようにと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

△ 日程第5 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（前 徹志議員）

日程第4 陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、日程第5 陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、2件を一括して議題とします。

令和5年第1回定例会以降、これまで受理した陳情は4件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての2件につきましては、所管する総務文教厚生常任委員会へ付託しましたので、報告します。

△ 日程第6 同意第1号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意

○議長（前 徹志議員）

日程第6 同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明をいたします。

同意第1号、令和5年度第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました同意1号につきまして、提案理由の説明をいたします。

同意第1号は、農業委員会委員の任期が本年4月19日をもって満了となることに伴い、新たに農業委員会委員を任命する必要があることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員候補者の住所・氏名・生年月日につきましては、別紙記載のとおりであります。

なお、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

同意第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

△ 日程第7 承認第1号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認

△ 日程第8 承認第2号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認

○議長（前 徹志議員）

日程第7 承認第1号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認、日程第8 承認第2号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認の2件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

承認第1号は、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法第179

条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

承認第2号は、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年5月1日付で専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第1号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）について補足説明をいたします。
予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額79億9,292万6,000円に歳入歳出それぞれ243万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億9,535万9,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

2款地方譲与税、補正前の額7,409万2,000円から地方揮発油譲与税18万円の増額、自動車重量譲与税122万6,000円の減額により104万6,000円を増額し、7,304万6,000円とするものであります。

3款利子割交付金、補正前の額17万5,000円から8万2,000円を減額し、9万3,000円とするものであります。

4款配当割交付金、補正前の額61万5,000円に30万1,000円を増額し、91万6,000円とするものであります。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正前の額58万9,000円に45万9,000円を増額し、104万8,000円とするものであります。

6款法人事業税交付金、補正前の額333万2,000円に125万8,000円を増額し、459万円とするものであります。

8款環境性能割交付金、補正前の額350万1,000円に14万円を増額し、364万1,000円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額34億4,641万9,000円に、特別交付税の額の確定に伴い2,951万円を増額し、34億7,592万9,000円とするものであります。

15款県支出金、補正前の額5億3,251万円に、鳥獣被害対策事業補助金46万5,000円を増額し、5億3,297万5,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額2億3,854万8,000円から、交付税の額の確定に伴い増額されたことにより、財政調整基金繰入金を2,857万2,000円減額し、2億997万6,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額79億9,292万6,000円に243万3,000円を増額し、補正後の額を79億9,535万9,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は4ページでございます。

2款総務費、補正前の額14億4,029万8,000円に、人件費28万1,000円を増額し、14億4,057万9,000円とするものであります。

3款民生費、補正前の額16億9,831万6,000円に、児童福祉総務費の過年度分国庫支出金超過受入返還金35万円を増額し、16億9,866万6,000円とするものであります。

4款衛生費、補正前の額6億2,073万9,000円に、環境衛生費の弁護士裁判委託料110万5,000円を増額し、6億2,184万4,000円とするものであります。

6款農林水産業費、7億7,355万7,000円に、鳥獣被害対策事業経費46万5,000円を増額し、7億7,402万2,000円とするものであります。

9款消防費、補正前の額2億3,947万1,000円に、光熱水費1万円を増額し、2億3,948万1,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額13億4,318万8,000円に、外国人招致事業経費22万2,000円を増額し、13億4,341万円とするものであります。

歳出合計、補正前の額79億9,292万6,000円に243万3,000円を増額し、補正後の額を79億9,535万9,000円とするものであります。

以上、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について補足説明いたしました。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

承認第1号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

3ページの歳入、目8の環境性能割交付金の内容をちょっと説明いただけないでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

環境性能割交付金の内容ですが、自動車環境性能割額のうち43%に相当する額が県に入り、うち2分の1が市町村に交付される交付金でございます。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町でのその交付金の使い道、どのような事業に使われているのかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

他の交付金等もそうなんですけど、また、町のこの歳出につきまして、様々な事業に活用されているわけなんですけど、この交付金をどのものに確実に使うということではなく、他の交付金と同様に、

額の総額をまた歳出の総額に使っているものでございます。

○14番（美島盛秀議員）

今、一番環境問題が取り上げられている時代でありますけれども、こういう国の交付金で環境性
能割ですから、その環境を整備するために使われる予算だと思しますので、使い道、予算執行上、
適正な予算執行をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を採決
します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第1号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決
処分の承認については、承認することに決定しました。

承認第2号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、補足説
明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、承認第2号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認につい
て補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額68億5,185万1,000円に歳入歳出それぞれ1,353万2,000円を増
額し、歳入歳出予算の総額を68億6,538万3,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額9億6,790万9,000円に、民生費国庫補助金の子育て世帯生活支援特
別給付金事業補助金及び事務費補助金1,353万2,000円を増額し、補正後の額を9億8,144万1,000円

とするものであります。

歳入合計、補正前の額68億5,185万1,000円に1,353万2,000円を増額し、補正後の額を68億6,538万3,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は4ページでございます。

3款民生費、補正前の額15億7,422万8,000円に、児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金及び経費1,353万2,000円を増額し、15億8,776万円とするものであります。

歳出合計、補正前の額68億5,185万1,000円に1,353万2,000円を増額し、補正後の額を68億6,538万3,000円とするものであります。

以上、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について補足説明いたしました。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

承認第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第2号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第9 報告第1号 令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告

△ 日程第10 報告第2号 令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

△ 日程第11 報告第3号 令和4年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

○議長（前 徹志議員）

日程第9 報告第1号、令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告、日程第10 報告第2号、令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、日程第11 報告第3号、令和4年

度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、3件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を3件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

報告第1号は、令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和4年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定において、準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第1号、令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第1号、令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について補足説明をいたします。

繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、継続費の総額22億6,434万4,000円、令和4年度継続費予算減額17億4,406万3,000円、支出済額及び支出見込額4億1,193万8,000円、残額13億3,212万5,000円。

翌年度逓次繰越額13億3,212万5,000円、翌年度逓次繰越額の財源内訳としまして、繰越金9,937万4,000円、地方債11億9,890万円、その他3,385万1,000円でございます。

以上で、令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告に関する説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第1号について質疑を行います。

○9番（上木千恵造議員）

お伺いします。現状の進捗率と完成予定日が分かれば、お教えいただきたいと思っております。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

1期工事の進捗率であります。5月末現在60.1%でございます。この1期工事の工期については、7月末で工期となっております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号、令和4年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告については、これで終結します。

報告第2号、令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第2号、令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明いたします。

繰越明許費繰越計算書をご参照ください。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業総務管理費、事業費9,986万6,000円、翌年度繰越金4,231万6,000円、財源内訳、国庫出金2,031万6,000円、一般財源2,200万円であります。

繰越額4,231万6,000円のうち、2,031万6,000円については肥料価格高騰対策事業補助金であり、県の事務スキーム変更による繰越してございます。残り2,200万円については百菜浄化槽設置に伴う経費であり、計画変更等による繰越してございます。

同款项、事業名、有機物供給センター管理運営経費、事業費2,714万9,000円、翌年度繰越金397万8,000円、財源内訳、一般財源397万8,000円であります。

当経費については、当センターの改修委託料であり、ブロワーポンプ等の調達遅れによる繰越しであり、7月末の完了を予定しております。

同款项、事業名、農業創出緊急支援事業、事業費1,097万3,000円、翌年度繰越金998万1,000円、財源内訳、国庫支出金998万1,000円であります。

当事業については、2台のポテトハーベスター購入費であります。奄振前倒し予算による繰越しであり、入札執行の準備中でございます。

同款3項林業費、事業名、森林環境譲与税活用事業、事業費346万1,000円、翌年度繰越金242万7,000円、財源内訳、その他242万7,000円であります。

当事業については、新庁舎用テーブル・椅子の納入設置に係る経費であり、他備品の納入に合わせた完了を目指してございます。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策道路整備事業、事業費4,066万4,000円、翌年度繰越金1,229万2,000円、財源内訳、地方債920万円、一般財源309万2,000円であります。

当事業については、町道阿三中山線の道路線形排水設備において、地元との要望調整に不測の日数を要し、排水路設置分が繰越しとなったものでございます。

当工事は、5月をもって完了してございます。

同款项、事業名、社会資本整備総合交付金事業費、事業費1億3,721万3,000円、翌年度繰越金5,587万4,800円、財源内訳、国庫支出金3,829万8,000円、地方債1,620万円、一般財源137万6,800

円であります。

当事業については、町道阿三中山線の用地購入後の分筆登記事務において、隣接地との境界調整が必要となり、登記官の確認等に期間を要し、繰り越すことになったものであります。8月中の発注を行い、年度内完成を目指しております。

同款3項港湾費、事業名、港湾管理経費、事業費1,905万9,000円、翌年度繰越金330万円、財源内訳、一般財源330万円であります。

当経費については、鹿浦港長寿命化計画策定更新及び新規に要する経費であり、この更新・新規のすみ分けに時間を要し、繰り越すことになったものでございます。5月に発注済みであり、9月末で完了を予定しております。

同款4項住宅費、事業名、公営住宅建設事業費、事業費3億3,613万6,000円、翌年度繰越金3億816万24円、財源内訳、国庫支出金9,585万4,000円、地方債2億1,160万円、一般財源70万6,024円であります。

当事業については、住宅建設に関する費用であり、喜念住宅については7月末の完成予定となっております。阿三カシナトウ団地については発注事務中、検福赤久団地については7月の発注予定であり、両団地ともに年度内完成を予定してございます。

同款5項都市計画費、事業名、特定地区公園整備事業、事業費6,913万5,000円、翌年度繰越金6,810万円、財源内訳、国庫支出金3,400万円、地方債3,410万円であります。

当事業については、義名山運動公園整備事業であります。施工土地の地盤沈下箇所の計算等に期間を要したために繰越しとなったものでございます。設計委託の発注事務中であり、最終の工事完了は年度内を予定してございます。

同款6項河川費、事業名、河川維持管理費、事業費666万7,000円、翌年度繰越金666万7,000円、財源内訳、地方債660万円、一般財源6万7,000円であります。

当経費については、糸木名川護岸改修工事の経費であり、さきに発注した木名袋3号橋補修工事が完成しなければ護岸補修の施工ができなかったため、繰越しすることになったものであります。本工事については、令和5年2月に発注済みであり、6月に完成予定であります。

9款消防費1項消防費、事業名、防災無線管理経費、事業費4,567万1,000円、翌年度繰越金4,224万円、財源内訳、地方債4,220万円、一般財源4万円であります。

当経費については、防災無線システムの新庁舎への移転構築に伴う経費であり、移転終了時の9月末の完了を予定しております。

10款教育費2項小学校費、事業名、小学校管理経費、事業費6,960万7,000円、翌年度繰越金200万円、財源内訳、一般財源200万円であります。

当経費については、面縄小学校の空調設備設計業務費であり、9月末の完了予定でございます。

同款项、事業名、学校建築費、事業費6億4,469万6,000円、翌年度繰越金2,580万円、財源内訳、一般財源2,580万円であります。

当経費については、喜念小学校の解体設計業務委託費であり、9月末の完了予定であります。その他、鹿浦小学校建築基本計画策定及び耐力度調査業務の経費であり、年度内完了を目指してございます。

同款3項中学校費、事業名、中学校管理経費、事業費3,143万3,000円、翌年度繰越金200万円、財源内訳、一般財源200万円であります。

当経費については、面縄中学校の空調設備設計業務委託であり、9月末の完了予定でございます。

同款6項社会教育費、事業名、町誌編纂事業、事業費1,047万8,000円、翌年度繰越金160万円、財源内訳、一般財源160万円であります。

当経費については、町誌編纂に係る経費であります。薩摩藩時代の編集において、伊仙町のみ資料で編集を予定しておりましたが、徳之島町の資料と関連することが新たに発覚したため、徳之島町の承諾を得て、両町の資料集で編集することとなり、繰越しとなったものであります。令和5年12月発刊を予定しております。

事業費合計15億5,220万8,000円、翌年度繰越金合計5億8,673万5,824円、財源内訳、国庫支出金合計1億9,844万9,000円、地方債合計3億1,990万円、その他合計242万7,000円、一般財源合計6,595万9,824円でございます。

以上で、令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関する説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号、令和4年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これで終結します。

報告第3号、令和4年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第3号、令和4年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明いたします。

事故繰越し繰越計算書をご参照ください。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業創出緊急支援事業支出負担行為額1,825万903円、支出未済額1,825万903円、翌年度繰越金1,825万903円、財源内訳、国庫支出金1,216万6,000円、一般財源608万4,903円であります。繰越理由説明については、説明の欄に記載のとおりでございます。

10款教育費2項小学校費、事業名、学校建築費、支出負担行為額5億7,628万1,387円、支出済額2億2,775万541円、支出未済額3億4,853万846円、支出負担行為予定額4,261万4,613円、翌年度繰

越額 3 億9,114万5,459円、財源内訳、国庫支出金 1 億9,308万4,000円、地方債 1 億7,200万円、一般財源2,606万1,459円であります。繰越理由説明については、記載のとおりでございます。

以上で、令和 4 年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に関する説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第 3 号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第 3 号、令和 4 年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、これで終了します。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第 12 議案第 25 号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第 13 議案第 26 号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第 12 議案第 25 号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 13 議案第 26 号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、2 件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を 2 件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第 25 号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 26 号は、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第 25 号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○農委事務局長（豊島克仁君）

補足説明いたします。

伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

第2条について、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。こちら農業委員会基本給4万1,000円を4万5,000円、その他の農業委員3万7,000円を4万円、農地利用最適化推進委員3万円を3万3,000円に改め、ご承認いただきたく提出いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第25号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第25号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

議案第26号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

令和5年10月1日よりコンビニエンスストア等において、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを使用することにより、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書等の発行ができる体制を整備するため、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正するものであります。現行の条例にて、印鑑登録証明書を発行する際、印鑑登録証の提示が必要となりますが、コンビニエンスストア等において印鑑登録証明書の発行に限っては、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を発行できるようにするための改正であります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第26号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第26号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第26号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月7日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。お疲れさまでした。

なお、この後、総務文教厚生常任委員の皆さんは、陳情審査を行いますので、議会委員会室へお入りください。お疲れさまでした。

散 会 午前11時27分

令和5年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和5年6月7日

令和5年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月7日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（大河善市議員、牧本和英議員、井上和代議員、清平二議員）4名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	7番	清平二 議員
8番	岡林剛也 議員	9番	上木千恵造 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
12番	前徹志 議員	13番	樺山一 議員
14番	美島盛秀 議員		

1. 欠席議員（1名）

6番 佐田元 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君

事務局書記 實夏三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
町長	大久保明 君
未来創生課長	佐平勝秀 君
子育て支援課長	久保修次 君
経済課長	橋口智旭 君
耕地課長	稲田良和 君
水道課長	富岡俊樹 君
教育長	伊田正則 君
社会教育課長	中富讓治 君
健康増進課長	伊藤晋吾 君

職名	氏名
総務課長	久保等 君
くらし支援課長	稲田大輝 君
地域福祉課長	大山拳 君
建設課長	高橋雄三 君
きゅらまち観光課長	上木雄太 君
農委事務局長	豊島克仁 君
教委総務課長	町本勝也 君
学校給食センター所長	森一途 君
総務課長補佐	寶永英樹 君

令和5年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	大河 善市 (議席番号3)	1. マイナンバー制度について	①令和5年3月末時点でのマイナンバーカード申請率を問う。また、申請をされていない方への周知及び普及についての考え方とカード取得者が利用できる事について問う。	町 長
			②伊仙町において、マイナンバーカード取得による各種トラブル等の発生事例はないか。また、各種トラブルに対しての検証は行っているのか問う。	
			③マイナンバーカードについて、伊仙町では今後どのような活用方法を予定しているのか。また、個人情報保護対策について問う。	
		2. 農家支援事業について	①肥料価格高騰対策支援事業の現状及び農家支援金の支給時期について問う。	町 長
			②経済課所管の各種農家支援事業（機械導入等）について、パンフレット等を作成し、農家へ広く周知するような取組みができないか問う。	
		3. アフターコロナにおける各種行事の実施について	①新型コロナウイルスの影響によりこれまで約3年間、各種行事が出来ない状態が続いていたが、先般、5類感染症へと移行された。今後の各課における各種行事等に対しどのような対応を行っていくのか問う。	町 長
②集落懇談会を開催し、広く町民の意見を聴くことで、今後の町政運営を進める考えがないか問う。				
2	牧本 和英 (議席番号5)	1. 東犬田布集落公民館の老朽化と区長不在の現状について	①公民館の建替え及び改修について、以前の答弁の中で前向きに検討するとのことであったが、その後どのように検討されているのか問う。	町 長
			②区長不在がまだ続いている状況であるが、後任について検討されているのか問う。	
		2. ほーらい館運営について	ほーらい館運営において、毎年多額の税金が費やされているが、町としてこの状況をどのように捉えているのか問う。	町 長

		3. 修学支援金について	町条例に「伊仙町医師修学資金貸与条例」があるが、現在の活用状況を問う。 また、他分野において同様な貸与制度は検討されていないのか問う。	町	長
3	井上 和代 (議席番号1)	1. 犯罪の抑止・防止のための取組みについて	犯罪の抑止・防止の観点から、今後防犯カメラ等の設置が必要となってくると考えられるが、町としての取組みを問う。	町	長
		2. 徳之島なくさみ館の駐車場について	徳之島なくさみ館で行われる闘牛大会や様々なイベントにおいて、駐車場不足により多くの路上駐車が散見されるが、周辺住民にかかる負担をどう考えているのか問う。		
4	清 平二 (議席番号7)	1. 台風2号について	①事前に予測して町民の生命と財産を守る対策本部をいつ設置したのか。また、災害対応の指針があるのか問う。	町	長
			②避難場所をほーらい館のみに指定するのは今後の課題として残ると思われるが、町長の見解を問う。		
			③現在までに、防災関連施設整備事業において何か所の集落公民館が整備されたのか問う。		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、大河善市議員の一般質問を許します。

○3番（大河善市議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号3番、大河善市です。ただいま議長より許可が出ましたので、令和5年第2回定例会において一般質問を行います。

最初に、4月に開催されました町制施行60周年記念事業及び記念式典が盛大に行われましたことに対し、関係者、職員の皆様の努力に感謝を申し上げます。この経験を生かし、今後の各種行事等においても、町民参加による運営を願っております。

それでは、質問に入ります。

1番目、マイナンバー制度について。

1、令和5年3月末時点でのマイナンバーカード申請率を問う。また、申請されていない方への周知及び普及についての考え方とカード取得者が利用できることについてを問います。

2番目、伊仙町において、マイナンバーカード取得による各種トラブル等の発生事例はないか。また、各種トラブルに対しての検証を行ったかを問います。

3番目、マイナンバーカードについて、伊仙町では今後どのような活用方法を予定しているかを問います。また、個人情報保護対策についてを問います。

2番目、農家支援事業について。

①肥料価格高騰対策支援事業の現状及び農家支援金の支払い時期についてを問います。

②経済課所管の各種農家支援事業について、パンレット等を作成し、農家へ広く周知するような取組ができないかを問います。

3番目、アフターコロナにおける各種行事实施について。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで約3年間、各種行事等ができない状態が続いていますが、先般、5類感染症へと移行されました。今後、各課において各種行事等に対してどのような対応を行っていくかを問います。

2番目、各集落懇談会を開催し、広く町民の意見を聞くことで、今後の町政運営を進める考えがないかを問います。

これで1回目の質問を終わり、2回目以降は自席で行います。

○町長（大久保明君）

大河善市議員の質問にお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、今、世界的にカードでいろんな資格などが活用される中で、このマイナンバーカードに関しまして、いろんな取組が難しい、なかなか理解できない点もありますけれども、そのことをるる説明をしていくということが大事であります。

去年の11月に県のほうから連絡がありまして、伊仙町、マイナンバーカードの取得率がまだまだ進んでいないということでありました。3月までに50%目指してやっていただきたいということでしたけれども、それから、年末から3月、4月と、職員も土日も出て対応してやってまいりました。そのおかげで、現在、申請率が75%ほどいっているそうであります。まだ取得まではまだまだですけれども、それでも全国各自治体がこれを競って争っておる中で、伊仙町も取得率が大幅出てまいりましたけれども、高齢者の方々、そして、なかなか理解できない方々に、いかにやっぱり説得していくということが、これから重要ではないかと思っておりますので、その点も含めて、今、担当課のほうでるる説明があると思っておりますので、このことも数値目標を決めてやっていくということが非常に重要ではないかと思っておりますので、必ず必要となるカードでありますので、いろんなトラブルなどが発生することもあるかもしれませんが、それも一つ一つまた解決していくことができるわけですから、そういうつもりでマイナンバー取得に関しまして頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○3番（大河善市議員）

課長の答弁に移る前に一つだけ確認をしたいと思いますが、マイナンバーについては、伊仙町に住んでいる住民全ての方が対象ということで、出生届を出した時点で、もう全ての方にマイナンバーが振られているという認識でよいのかを確認をしたいと思っております。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

今、出生された方、伊仙町に住所を置かれた方とか、海外から入ってこられた方とか、日本国内に入ってきた時点、それから出生した時点で、全国民、外国人を含む方々にマイナンバーは付番されます。マイナンバー自体なんですけど、平成27年にマイナンバーカードの制度を国がつくって、全国民にマイナンバーは付番されております。翌28年からマイナンバーカードをつくってくださいというような推進で始まりましたが、その申請率が伸びずに、昨年10月、デジタル庁が発足されることにより、国のほうが、これからはデジタル社会であると、デジタル方針で進んでいくということで、マイナンバーカードの推進が進んできたところです。

1番の、まず「マイナンバーカードの申請率を問う。申請されていない方への周知及び考え方や取得者ができることについて」についてお答えします。

資料請求された資料の中で、マイナンバーカード交付申請月別表、これが、町長の中でもありました、昨年、申請率が低くて、申請率のほうをもっと努力してくださいということだったので、昨

年の6月から今年の4月30日までの申請件数と推移を載せています。それと、今現時点で年齢別10歳刻みでの町の町民の人数と、それから取得者、未取得者と、それから取得率を載せた表もお配りしていますので、そちらのほうも参考にしながら確認をしてください。

マイナンバーカードの申請について、令和5年3月末時点での申請件数は4,670件、申請率は72.03%でした。現時点での申請率は75.32%です。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。今日配られた取得者数及び取得率について、ちょっと私、今日見たもので、未申請では子ども及び高齢者が多いんじゃないかなと思っていたんですが、子どものほうは親と一緒にやったということで、申請率は高くなっておりませんが、子ども及び高齢者の申請を進めるためには、やっぱり家族の協力が必要だと思いますが、この辺については、どういう考えで進めているかを伺います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

高齢化の普及率、申請率が低いということなんですけども、以前、議会でもお話ししたんですが、その対応、対策として、まず、地域福祉課関連、介護施設、障害者施設等に声かけをして、依頼があったところに訪問での申請というのを一度行いました。2事業所からの依頼があったというふうに、くらし支援課のほうから報告がありました。コロナ禍であったため、遠慮していた施設があると思いますので、これを今後もまた2回目としてやっていくふうに考えております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。その中で、高齢者等の方が申請手続きをしても、スマートフォンにポイント制度がありますよね、ポイントが付与できない方等については、どういう対策等も取っているのか。そういう対策があれば伺いたいと思いますけど。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、申請のサポートのほうを各施設と地域福祉課のほうと協力して行っているところであります。昨年のマイナンバーカード推進交付金のほうを利用して、伊仙町くらし支援課のほうで、証明写真の添付が必要になるので、高齢者の方々は証明写真を撮るのに苦勞をすとか、そういう相談もありましたので、証明書撮影用のタブレットを3台、それから印刷用のプリンターも、常時これは携帯して持ち歩けるやつを購入しております。それを持って、くらし支援課のほうで証明写真のサポートの手伝い、連絡を受けた方、それから、今後予定していることで、移動手段を持たない高齢者であったり、いろんな相談があれば、そちらのほうにも随時対応をしていく予定で計画をしています。

それに、あと、今あったカードを取った後に、マイナポイントとか、いろんなものの紐づけ作業だと思うんですけど、紐づけ作業をするためには、マイナンバーカードを読み込むカードリーダー

機能を持った電子系の端末が必要になります。それがスマートフォンであったり、カードリーダーのついているパソコン、ネットとつながっているパソコンになります。高齢者の方々はそのようなスマートフォンであったり、パソコン等を持っていないので困難であるという相談に関しては、きゅらまち観光課の担当のほうと連携をしながらサポートをしております。その中で、ポイント付与した先の方法であったり、いろんなものは、個人が契約をして準備をしていただかないといけないので、その部分に関しては、家族の方や本人さんたちとポイントを取得するための手法は、本人さんのほうで契約をしてくださいという案内でしか現状では対応ができていないので、そのような案内をしております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。いろんな行政のほうも写真とか、そういうできる範囲内でサポートをしているという、今、答弁がありました。

次に、健康保険証の発行についてですが、マイナンバーカードを取得した時点で保険証に紐づけをされている方についてはいいんですが、そうでない方について、今年度及び来年度でも国民健康保険証の紙ベースの発行はしないというようなことを、今、聞いておりますが、どのような方向でなってくるのか、まず、今年度また来年度どうなっていくかを教えていただきたいと思いません。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

一般、国のほうでそういう報道、決定されたというふうな報道がなされたところです。現在、トラルブルの対応としては、市町村においては、情報の把握をすることが、今現在するべきがありません。国保連合会のほうに問合せをして、どういった紐づけができていくかという数の確認はしますが、国保連合会、県のほうでも定期的な報告がなされていないということで、日付等がばらばらになっております。

今後の対応として、先日、決定がなされたということで、具体的な対応策としては、まだ国のほうからの通知は来ていない状況でございます。

○3番（大河善市議員）

課長、再度確認をしますが、マイナカードに紐づけされた方にも、今年も紙ベースで保険証は発行されるわけですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議員がおっしゃるとおり、いまだ国のほうから何も指針等示されていないので、紙ベースでの交付を考えております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。国が来年から紙ベースで発行しないということを決めたということで、申請取得していない方へのこの辺を、行政としてはどういうふうな、紙ベースで発行されなくなれば、どの

ような対策を講じるのかを伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問に答えます。

いまだ国の指針が明確でないというところでもありますので、町としても現行の対応を引き続き続けていくんですが、今後、国のほうから通知が来ると思われますので、国の指針に基づき対応をしまいたいと思います。また周知に関しても、引き続き周知はしていきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。

次に、先般、全員協議会でも説明がありましたが、10月からマイナンバーカードを利用してコンビニ等で各種証明書が発行されるということを聞きましたが、予定されている証明書について、まず伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

本年10月1日開始予定、コンビニ等キオスク端末と多機能端末を持った証明書発行機を使って、本年、伊仙町のほうで交付ができるようになる証明書は、住民票、印鑑証明書、所得証明書、所得課税証明を予定しています。中には、出す証明書によっては、内容等を確認、それから、発行するときの条件等があるものがあるので、全てが発行できるわけではありません。

以上です。

○3番（大河善市議員）

課長、今おっしゃったようなことを、町民の方はやっぱりまだあまり知らないと思うんですね。やっぱり周知等をどのような方向で行っているかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

周知の方法についてですが、今現在、電算の担当のほうとシステムの構築のほうをしております。細かい日程等で、10月1日を目指してやってはいるんですけど、確定した期日が確実にすると確定した時点で、町広報紙、ホームページ等を使って、マイナンバーカードを使ってできることということで周知していきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。

次に、コンビニ等でこのような証明書発行等ができるようになるんですが、利用者にとってどのようなコンビニエンスのメリット等が出てくるのか。今は窓口で定時に、5時15分までですか、の時間帯しかないんですが、コンビニ等でできるようになれば、利用者にとってどういうメリットがあるのか教えていただきたいと思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

コンビニで交付ができるようになることによって、町民にどのような利便性が出るかということですが、一番大きなところは、今、質問の中でもあったように、庁舎の開庁している時間が5時15分までです。コンビニエンスストアで取ることにより、証明書の交付が11時までできるようになるので、仕事が終わった後とか、役場の開いている時間に来庁することができないんですけどという問合せのある方々に対しては、本人が必要な証明を取るのを11時まで取れるようになるので、利便性が上がるということで、今回、このコンビニ交付のほうを推進して進めていっています。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。これは町内にあるコンビニだけじゃなくて、どこでも日本全国取れる、また、曜日も関係なく取れるということで認識でいいのか、お答えをお願いします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

先ほども説明したとおり、多機能端末の完備されているコンビニエンスストア等、一般的に、今、言われているやつが、キオスク端末という機械を使って証明書の交付をしているんですが、その端末を置いているところであれば、町内のコンビニとかじゃなく、設置されているところ全てで交付を受けることができます。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。コンビニで証明書を発行するとなれば、現在、窓口での手数料と同等ということではよろしいのか。また、別途利用者が負担がかかるのか。利用者には負担がかからなくて、その機械をしているコンビニと行政の間で使用料なんかそういうのが発生するのか、教えていただきたいと思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

証明書等の交付手数料ですが、コンビニで交付する手数料も、現在、伊仙町では、窓口で交付する手数料と同額で進めております。また、利用者本人が手数料の負担の増額があるのかという質問に対してですが、現在、窓口で設定している手数料と同額の中から、コンビニのほうの手数を差し引いた残りを、伊仙町のほうに手数料として納めるような形になります。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。

続きまして、2番のほうですが、1つ目は、いろんなトラブル等がマスコミの報道ではありますが、まず、マイナンバーカードを取得した人が保険証と紐づけされたカードについて別の情報等が登録されたとか、次に、公金受取口座に他人の口座が紐づけされているとか、証明書発行時に他人の証明書が印刷されたとか、マイナポイントが他人に付与されたとかいう報道ではありますが、この辺については、町では検証等を行ったのかを伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど答弁した内容と同じになるんですが、トラブル等の発生について、市町村で把握することは、まずできません。そして、紐づけ等トラブルがあったという報道がなされたところで、国民健康保険中央会からの事務連絡通知を受けて、今後の対応方針として決定されたものは、現在、ホームページで問合せ先等も載せております。今後も市町村での対応等ではなく、国からの指針に基づいた対応を今後もやっていく予定としております。

○3番（大河善市議員）

町としては把握ができないということであります。

じゃあ、次に、先般、おとついでですか、新聞報道で、公金受取口座に家族口座の登録がなされている事例が記載されていますが、親が子どものカードを作成時に、親の口座を登録した事例だと思われませんが、伊仙町ではこのような事例等があったのか、また、これについても把握ができないのかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

保険証と同等、紐づけされた情報のほうは、町のほうで全部把握することは、まずできない状況であります。しかしながら、町のほうに紐づけ作業、先ほども言ったように、パソコンを持っていない高齢者の方々、それから、スマートフォンを持っていない高齢者の方々とか、ひもづけ方法が分からない人たちに関しては、ポイントのほうのサポートのほうも町のほうで行ってまいりました。その中で、口座番号に関しても、全て本人の口座を契約者が持ってきてくださいということで、確認をしてやっているのです。町のほうで受け付けたやつの中で、家族の口座を子どもに付与したとか、そういう事例はまだ報告は、受けてはおりません。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。伊仙町のほうでは、そういう手続を職員の方が、私も申請したんですが、こまめに指導をしていただいていますので、まず、そういうトラブルが発生するようなことはないような私も気がしております。

次に、町のホームページで、マイナンバーカードに他人の保険証が誤登録されている事例が発生していますと、以上掲載がありますが、この掲載された内容について、実際に町であった事例がホームページに載っていたと思いますが、お答えをお願いします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

マイナンバーカード申請時点で、カードに添付する申請用の写真が、伊仙町のほうでは他人のものが貼りつけられた事案はなかったのかという質問であります。町のほうでは、先ほども言ったように、その申請書をサポートして出した際に、写真の撮影もして、本人の確認の下、写真を添付して送っておりますので、町のほうで写真を間違えた事案は、今の時点ではありません。また、申請書自体も、本人で申請書のQRコードを読み込んで直接申請する方法でされた方に関しては、町

のほうでは申請情報を確認することができないので、そちらのほうでの写真の添付間違いのほうは、町のほうでは確認ができておりません。

○3番（大河善市議員）

再度確認ですが、この、じゃあ、ホームページに載っていた事例というのは、どういうことなんでしょうか。ホームページに載っていたと思いますが。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（大河善市議員）

大変失礼しました。そういう事例はないということですので、今のことについては、もうよろしいと思います。

3番。続いて、マイナンバーカードについて、伊仙町では、今後どのような活用方法を予定しているか。また、個人情報保護対策についてをということですが、離島割引カードという等もこういうのに紐づけされて、マイナンバーカードとかいうのに離島カードも含まれるということとはできないかを、まず伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

町での今後どのような活用方法を予定しているのかということの中で、今あったマイナンバーカードに離島割引の情報であったり、そういう情報の紐づけも検討をしているかという質問にお答えします。

国のほうからも、マイナンバーカードを使うことによって、健康保険証、運転免許証、それから国が交付する各資格、その他資格等の証明も、カードのほうに紐づけることによって一元化できるということで、国のほうはいろいろ模索しながら推進をしております。

しかしながら、マイナンバーカードの取得の義務化までにはまだ至っていないので、カード自体を申請して取るか取らないかというのは町民の判断になりますので、取っている方、取らない方に対しての行政としてのサービスの格差をつけてはいけませんので、今時点で、まずカードに紐づけして利用できることとして、離島割引カードであったり、各種資格関係のものまでを進める方向には至ってはいませんが、先ほども言いましたように、今後、デジタル化が進み、デジタル社会に対応をしていかなければいけないので、そのようなカード等を使って情報の一元化はしていかなければならないと思っておりますので、いろんな資格情報等を各課と連携をして進めていけるようなシ

システムの構築はしていかないといけないと思っております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。この問題について最後のるる質問等もしましたが、再度マイナンバーカードをつくった人が病院で保険証代わりに利用できるとか、コンビニで10月から証明書の発行ができるとか、何か分かりやすいチラシ等をして、町民に広く広報等をぜひお願いしたいと思いますが、これについて答弁をお願いします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

マイナンバーカード申請についての周知及び普及についてですが、昨年にリーフレットを全戸配布、町ホームページ等にも情報を掲載はしております。しかしながら、今、質問があったように、また今後、取得していない方々にどのように利用することができるか、マイナンバーカードを使っていること等を分かりやすく記載したリーフレット及び、また、ホームページを使った広報等を今年度も計画しているところです。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。町民に分かりやすく周知等をよろしくをお願いをしたいと思います。

これで1番目の質問を終わりたいと思います。

2番目の農家支援についてですが、肥料価格高騰対策支援事業の現状及び農家支援の支給時期についてであります。課長に再度またお尋ねをしますが、この事業について、秋使用肥料については、昨年11月ですか、申請手続がなされ、今期の春植え使用の肥料の申請が2月で当初出される予定だということをお聞きしておりましたが、秋使用の申請手続は、既にもう諸経費関係、JA関係も終わっていると思いますが、春申請についてはまだ、諸経費については役場のほうで既に申請手続が終わったということをお聞きしておりますが、JAのほうについては、確認をしたところ、6月に5月までの供給分を6月に申請手続を行うということをお聞きしておりますが、この事業について、町の支援金も予算化し、農家支援を予定されていると思いますが、現状、今どうなっているか。また、支援金については、いつ頃農家に振込みがするかを、まず伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。

肥料価格高騰対策支援事業の現状についてでございますが、JA以外の肥料については、伊仙町担い手協議会のほうから、秋肥について2月22日付で県のほうに提出、交付時期を7月頃を予定しております。春肥につきましては、5月26日に県の協議会のほうへ提出、10月中旬以降の農家への交付を予定しております。

JA分につきましては、秋肥が4月3日付で県の協議会のほうへ提出されたと伺っております。春肥につきましては、6月17日、18日に義名山体育館のほうにおいて集団受付を予定しているとの情報を得ております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。今、課長のほうから申請について、また予定時期について伺いましたが、秋使用肥料については、昨年のバレイショの植付け時期に肥料の高騰したことを受けて、国・県・町が支援を行う事業であります。そのバレイショ、今期のバレイショについては、1月の突風被害により収穫量の減少、軽油の高騰、販売価格の低迷等、農家は大変厳しい現状であります。

秋使用肥料については、申請手続が商系・JA両方ともということで、農家支援の観点から早めにはできないかということでありましたが、先ほどの課長の答弁でありましたが、いつということが、今、先ほどありましたので、一刻も早く、JAさんなのですが、商系については行政のほうにそういうふうに進めておりますが、JAさんの手続支援がちょっと遅くなっているの、やっぱり今期のバレイショについて、大変農家が厳しい現状ということも把握されて、一刻も早い支払い等ができるように、また努力をしていただきたいと思います。

次に、先ほどもありましたが、JAと手続が別だということでもありますので、支援金の支払いもそれぞれ別途ということでもよろしいかどうかを伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

JA以外から肥料を購入されて、本町担い手協議会を通して申請を上げている方につきましては、県から国・県の支援金が入り次第、事務処理を進め、先に支給をする予定であります。

○3番（大河善市議員）

再度確認ですが、商系のほうについては、役場、JAから取ったのはJAがそれぞれやっておりますが、やっぱり申請手続に結構、役場のほうは先ほど5月、JAについては6月、やっぱり申請手続の違いが出ていますので、おのずと農家への支払いも遅れてくるんですが、これについては、商系等の違いを、どうしてこんなに違うのかを教えてくださいたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

答えいたします。

JA分については、JAの体制等ございますが、県のスキームの変更によりまして、事務の申請の受付自体が当初3月末までの予定でしたが、県のほうも繰越しをしたということで、6月末、7月など申請の締切りの時期が大分ずれ込んでおります。その中で、JAにおいては計画での申請ではなく、農家が注文した実績による申請を行いたいということで、6月に受付をするというふうになっております。

○3番（大河善市議員）

この問題についてはよく分かりましたので、先ほどもありましたが、農家への支払いを早めに行えるように、またよろしくお願いをしたいと思います。

次に、2番目の経済課所管の各種農家支援事業について、パンフレットを作成をし、農家への広く周知するような取組ができないかということでもあります。この件について、経済課が所管する

各種支援事業があり、各種農家支援を行っておりますが、農家に分かりやすい方法がないかという要望等も聞いておりますので、私もいろいろ調べて、この間、経済課のほうにも一部を持ってきましたが、隣町の徳之島町が取り組んでいる農林水産課の各種事業の取組、また、年度の事業計画等のパンフレット等もありましたが、このことについて、まず伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

現在、経済課においては、毎月、経済課だよりを作成し発行しております。各種補助事業の申請の開始時期など、タイムリーな情報の提供に努めているところでございます。先日頂いた徳之島町が発刊しているパンフレットでございますが、今後、課内のほうで少し検討はしてみたいなどは考えております。

○3番（大河善市議員）

課長、このパンフレット作成については、新聞等で報道があったもので、私も徳之島町の農政課行って、パンフレットをもらって、話等を聞きましたが、5、6年前に作成をし、業務内容や各種事業助成、事業計画が掲載されていて、農家にも、現在、伊仙町が単年ごとにいろいろな事業があるごとに農家にお知らせはしていますが、年間を通して、今の経済課の農家への行動についても、その都度のお知らせを今現在やっているわけですが、このようにパンフレット等も年度当初に作成をし、いろんな事業があるということ、このパンフレットを見れば分かりやすいので、伊仙町もすぐ農家に対して事業、町単独の予算も使っているいろいろなことをやっておりますが、農家へのアピール、こういう事業もやっていますよというアピールが、ちょっと私は足りないんじゃないかなと思っております。

先般、沖永良部で議員大会があって、キビの生産が盛んな喜界町の議員との話をする機会もありましたが、向こうの助成等についても聞いたんですが、あまり農家に手厚い助成等も行っていないということも聞いておりますが、せっかく伊仙町については、農業のほうについては、町長も60億を目指すということでいろいろ言って、支援等も行っておりますので、ぜひ活用を、このパンフレットについてはいいことでもありますので、そして、農談会等での資料等もなって、これからまた農業を始めようという方にも、いろんな町が所管している事業等が詳しく載っておりますので、ぜひ他町の農家向けで分かりやすい資料等がありますので、伊仙町においても課内で検討して、多額の予算もこれかからないと思うんですね。ぜひ令和6年度から農家支援等が分かりやすいこのようなパンフレット作成をすることができないか、再度伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

質問にお答えいたします。

現在、本町においても各種事業を獲得したり、多額の一般財源を用いて農家支援を行っているとありますが、パンフレットにつきまして中身を少し拝見したんですが、農家にできないといった、また事業の受付の枠等もございますので、そういったところをどうするか等々、課

内で検討してみたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

課長、ぜひ伊仙町のいいところ、経済課の進めている事業等が町民に広く分かって、新規就農者とかが利用をしやすいようなものを作成を、ぜひ令和6年度にできるように要望をしたいと思いません。

次に、3番目、アフターコロナにおける各種行事の実施についてを伺いますが、1番目、新型コロナウイルス感染の影響により約3年間各種行事ができない状態が続いていますが、先般、5類感染症へ移行され、今後の各課における各種行事に対して、どのような対応を行っていくかということですが、まず最初に、地域福祉課ですか。大山課長のほうに、まず最初、地域福祉課で行っています地域サロン、また、集落で行っています自主サロン等のコロナ前と5類感染症に移行して、現在の参加者の状況、また、これを支援する指導者の現状もあると思うんですが、現状はどうなっているかを伺いたしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

地域福祉課のサロンの前に、大河議員のこの質問について、相対的な答弁をしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけですが、令和5年5月8日をもって新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことの位置づけで変更が行われました。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が、廃止という運びになりました。このような感染症法上の変更になったことにより、今後の各種行事については、感染症発生以前と同様に行ってまいりたいと考えております。しかしながら、この変更以降も島内で感染者が発生しておりますので、個々の判断で感染防止対策をお願いし、行事への参加をしていただきたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

5類移行されたことに伴って、注意喚起等を行うんですが、中止や欠席等の判断は団体及び個人でやっていただきたいと思います。

また、先ほどもあったんですけども、保健所等から指示などあれば、そこに対応することはしますが、課としての中止等のお願い等、要請等はいたしません。

また、インストラクターの数なんですが、年々減少をしております。登録者数が33名、そして、今現在活動をしている方が11名というふうになっております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。今、課長からインストラクターですか、についての説明がありましたが、やっぱりこれについても、非常に指導する方が減ってきたり、指導をしている方が高齢になって辞めるということも聞いております。この地域サロンもやっぱり大事なことでありますので、インストラクター、指導者を確保を受けてのどのような対策等を講じているのか、対策等があれば課長に伺いたしたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今、議員がおっしゃったように、人材の育成・確保ということに、地域福祉課、各教室のみならず、他の事業においても苦慮しているところではあると思います。国の人口が減少をしている中で、人材の確保等は非常にこれからも困難を極めるのだらうと想定しておりますので、違ったアプローチで必要だというふうにも考えております。インストラクターの当初の目的と今現在の形が大分変わってきていますので、新たな支援員というふうな形、そして、介護人材確保ポイント事業等々も併せた活動を、併せたような形で、今後、事業の推進、そして、互助活動の推進を強力に支援をしていきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。課長、今、地域サロンについてお話がありましたが、自主サロンについては、課長の課で把握しておるのか。今、コロナ感染5類に移行後の現状等についてを分かっているか、答弁をお願いしたいと思っております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

各種サロン、そして予防教室等、全て数字のほうはこちらのほうに上がってきているので、把握はしております。そのサロン、教室問わず、今後、コロナ5類移行に伴い、中止、欠席等の判断は、個人及び団体でやっていくものとして対応したいと思っております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ、課長、今、各集落で行っている自主サロンについても、やっぱり3年間コロナで中止をしたり休んだり、いろいろなことがあって、参加していた方が参加しなくなったり、いろいろまた、それを支援していた人等がもう辞めたり、いろいろなことを聞いておりますので、この自主サロンについても、ぜひ内容を把握されて、自主サロンについては、運営している代表の方が毎月報告等をされていると思いますが、ぜひ高齢の方がやっぱり家に閉じこもるばかりにならないように、コロナ感染前のようなことのできるように、また、それを支援する人たちが維持できるような対策等があれば、教えていただきたいと思っております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいま質問にお答えします。

コロナ禍であって活動が自粛されてきて、体力等の低下等もございまして、それに対する支援等も、もちろん行ってまいりたいと思っております。また、この3年間、活動がいろんな自粛、そして中止等があった中で、いい見直しの機会なのかなとも思っておりますので、新たな支援の方法等ないかを模索して推進してまいりたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ、課長、地域サロン、また集落で行っている自主サロンが、やっぱり前の、コロナ感染前の

状態に持っていけるように、また行政のほうもバックアップ等よろしくお願いをしたいと思います。

次のことについて伺いますが、経済課長に、コロナ感染前に実施をしていたと思いますが、現在は中止になっておりますが、農談会については今期開催を予定しているのかを、まず伺いたしたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

農談会につきましては、現在、実施する予定で準備を進めております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ、先ほどもパンフレット等のことでは申しましたが、農家にやっぱりいろんな情報を提供する場、また、農家の意見を聞く場でもありますので、ぜひ開催して、直接農家の意見等を聞いて、これからの令和5年以降の経済課の取組にできるようによろしくお願いいたします。

次に、社会教育課長に伺いますが、今年度の町民体育祭については、どのような規模で、まず開催するのかを答弁をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町民体育祭につきましては、先ほど総務課長からもありましたように、コロナ禍前の開催状況で行う予定を計画しておりますが、今月、第1回目の準備委員会を開催する予定で、中身、詳しい詳細につきましては、この準備委員会で決定していく予定でございます。

○3番（大河善市議員）

課長、3年間町民体育祭が開催されていないわけですので、やっぱり早めに、コロナ前のような大会ができるように準備等を早めに行って、これは当局だけでできる問題でもありませんので、やっぱり各地区がありますので、地区の代表の方として、早めの開催に向けての準備等が必要じゃないかなと思っておりますが、これについて答弁をお願いします。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

早めの準備ということですので、各地区にもスポーツ推進委員がいらっしゃいます。そのスポーツ推進委員もこの準備委員会に入っておられますので、各集落の監督とスポーツ推進委員の方々も含めて、第1回目を6月予定しておりますので、1回目を早めに開いて、2回目、3回目につなげていき、早めに、町民の方にも周知を早めに行きたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。町民体育祭はやっぱり大きな行事でありますので、ぜひコロナ前のような大会に戻っていけるような努力を、担当課としてよろしくお願いをしたいと思います。

次に、教育委員会のほうにお尋ねをしたいと思います。あくまでも小・中学校の運動会については学校長の判断だと思っておりますが、現在、教育委員会が把握している範囲内で運動会開催を、今年

の教育委員会で把握している内容で答弁ができればお願いしたいと思います。

○教育長（伊田正則君）

ただいまの質問にお答えします。

体育祭の内容、行事の内容については、今、大河議員のほうからあったように、学校長の権限の中で判断されると。これは、そのとおりだと思います。そして、今年度の運動会等、体育大会等の中身については、まだ各学校から上がっていませんので、詳しい内容については把握していません。

○3番（大河善市議員）

教育委員会ではまだ把握していないということであれば、よろしいと思います。これについてもぜひ、皆さん聞いていると思いますので、ぜひ各学校においても、コロナ前のような学校の運動会が、やっぱり地域の方、また子どもたち、弁当等も一緒に食べて、コロナ前のような運動会ができるような方策を、これは学校長のあくまでも判断であります、こういう体制に持っていけないかな、取組ができないかなということ、まず要望をしておきたいと思います。答弁はいいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これについて、最後、総務課のほうに伺いたと思います、今年度、敬老会、十五夜等、各集落の行事等があると、今年は予定されていると思うんですが、区長会等で各集落のどのような体制かを意見を聞いているかどうかを答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えいたします。

来週12日に区長会を予定しております。今までこの感染症5類に移行になる前に区長会を行っておりますので、今期の各集落のそういった敬老会等の行事の計画等を聞いた上で、この感染症が終わったことによって、元の各集落の行事ができるように、また周知をしていきたいと思っています。その中でも、やっぱりいまだに心配したりする人がいると思いますので、そこは個々の判断において、マスクをつけるとか、そういった感染防止の対応は個々の判断でしていただきたいということも申し添えて、区長会のほうで周知をしたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

町長にお尋ねしますが、町長もこの区長会、出席をしますが、各集落の意向等もあると思いますが、やっぱり3年間、コロナで集落行事ができなくなって、集落のいろんなつながり等も希薄になって、いろんな人との交わりが少なくなっていると思いますので、ぜひ今回の区長会においては、こういう、まあ各集落の意向もあると思うんですが、町長のほうでこの辺をやっぱり、いろんな大事な伝統行事等もあると思いますので、そういうのができるようなことを町長のほうからも、ぜひこの区長会等でも助言等ができないか、まず伺いたと思います。

○町長（大久保明君）

新型ウイルスから5類相当になった中で、奄美群島、非常に少なかったんで、発症率が。ただ、先般、かなりの感染者が出たりしたんですけれども、よく考えてみると、闘牛大会とか例年どおり

今やって開催しております。

質問では、集落座談会のことでありましたけれども、そのことも含めて、今、町民体育大会のことも今後検討していくということでありました。コロナ禍の中で、社会状況がもう大きく変わりました。人と人の集まる場所がないと。また、いろんな葬儀なども家族葬が増えてきたと。結婚式などはほとんどもうやっていない状況の中で、人と人とのつながりが大変希薄になってきている状況でありますので、その中で、この集落挙げていろんな行事等をやっていくかどうかということも含めて、これは非常に前向きに考えていかなければならないと思っておりますので、過去やってきた町の行事は、私としては全て再開をしていただきたいと思えます。

そして、集落座談会におきましては、例えば、過去、毎年のように25前後の集落で多数座談会を行ってまいりました。その中で出た意見がかなり町政にも反映されてきたし、例えば、ある方が議会でも何回か話しましたが、自分たちの祝い金とか、いろんな町からの支援金は全部孫のために使ってほしいという意見が出て、そのことを各集落で説明をしていったら、ほとんどの集落はそのように賛成をしていただきました。また、ある校区で、子どもたちが減ってきたから、住宅を造っていただいたら孫を島に連れてくるという話が出て、それも実現して、小規模校区の児童生徒が増えていくという流れをつくっていただきました。ですから、庁舎内でいろいろ議論して、県と国との情報を集めて、それを町にそのままやっていくというのではなくて、トップダウンではなくて、ボトムアップという、一番現場からの意見を大事にして、それを政策にしていくということのほうが、本来なら全国一律ということは、各地区天候も違うし、伝統文化も違う中で、一律すること自体が大体矛盾しているわけですから、伊仙町は伊仙町のやり方をやっていくということ考えてきたわけでありますので、議会の方々と、もちろん以前のような活気のある町にしていきたいと思っているのは、全国の自治体、同じ思いだと思いますので、伊仙町も今回のあらゆる行事は復活させて、そして、コロナ禍に耐えてきたときのその思いを爆発させるような形でやっていくということが、町の大きな活力につながっていくわけでありますので、そのようなことを集落座談会においても考えてまいりたいと積極的に推進して、町民のいろんな不満もあると思えます。そういうことをやっぱりしっかり聞いて、町政に反映をしていくことが重要だと考えておりますので、これは推進していきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。町長が次のことについても答弁をしましたが、総務課のほうに確認をしたい、2番について。集落懇談会開催し、広く町民の意見を聞くことで、今後の町政運営を進める考えがないかということで質問してありますが、今、町長が一部答弁をしましたが、この集落懇談会について、一番最終、いつこの懇談会が開催されたかを、まず伺いたいと思えますが。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

さきの質問でありました感染症にも関連いたしますが、4年前、平成30年の9月頃に、新庁舎の

基本計画策定時に東部・中部・西部の3か所で説明会を実施したのが最後でありました。このことについて、また住民アンケート等も取って、基本計画の策定に当たったものであります。今後このような重要な施策、また、先ほどからあります農家等への支援も含めた重要案件についても、町民の皆様へ理解と協力をお願いしていかなければならないと考えておりますので、またこの座談会等を実施できるように進めてまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。今、総務課長の答弁がありました。その前に、集落を回ってのこの懇談会についても、以前に実施されたと思いますが、ぜひ、コロナがあつて今まで3年間ではできない状態が続いておりましたが、ぜひ各集落いろんな区長会とか議会とかに挙がっていたような意見は出ますが、やっぱり毎年じゃなくても集落を回って、やっぱり広く町民の意見を聞くことも大事じゃないかなと思っておりますが、この辺についてどのような認識を持っているかを伺いたしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

町の施策をお知らせすることも大事であります。また、町民の皆様の声を直接聞く座談会等も必要なことですので、座談会等実施できるように、今、大河議員が言われましたことを、また実施に向けて推進できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。やっぱり課長、現在、若い職員、また課長等も、若い課長補佐も大勢いらっしゃると思いますので、やっぱり広く町民の意見を聞く懇談会を開催し、多くの町民のいろんな問題等を吸い上げて、今後の町政運営に進めていけたらと思っておりますが、最後、再度、町長、ぜひこのような懇談会等、町長の任期中に、ぜひ何回か実施をできるようにしていただきたいと思いますが、最後、町長のお考えを聞いて一般質問を終わりたいと思っております。

○町長（大久保明君）

大河議員だけでなく、ほとんどの議員の方々もそのことを強く思っていると思います。私もいつになったらこのコロナが解除できるかということを待ちに待っていましたので、全集落で全町民のいろんな意見、それは町政に対する批判であったり、こうしてほしいとか、いろんな意見が出てまいりますので、それがやっぱり町民主体のまちづくりになるわけですので、時期的には3か月、4か月ぐらいかかりますので、年内に全部終了するようにはできると思っておりますので、実践してまいります。

○議長（前 徹志議員）

これで大河善市議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧本和英議員の一般質問を許します。

○5番（牧本和英議員）

町民の皆さん、こんにちは。5番、牧本和英です。

ただいま議長のほうから許可が下りましたので、令和5年第2回定例会において一般質問を行います。

まずその前に、コロナ感染症が5類に移行され約1か月がたとうとしています。以前に比べて感染者は減少しておりますが、徳之島保健所管内では、毎週のように前週を上回る感染者が出ています。町民の皆様には、引き続き感染対策を心がけていただきたいと思います。

それでは質問に移ります。

まず、最初に、東犬田布集落公民館の老朽化と区長不在の現状について質問いたします。

1、公民館の建て替え並びに改修について、以前の答弁の中で前向きに検討することであったが、その後どのように検討されたのかを伺います。

2番目に、東犬田布集落は区長不在がまだ続いている状態であるが、後任について検討されているのかを伺います。

2、ほーらい館運営について、ほーらい館は健康増進施設なので、町民の健康を維持増進するために大変重要な施設であるが、運営において、毎年多額の税金が費やされているが、町としてこの状況をどのように捉えているのかを伺います。

3、修学支援金についてですが、町条例に、伊仙町医師修学資金貸与条例があるが、現在の活用状況を伺い、また、他分野において同様な貸与制度は検討されていないのかを伺います。

これで1回目の質問を終わります。2回目以降、自席で行います。よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

公民館の件でございます。この件に関しましては、集落座談会だけでなく、過去5、6回は要請を受けております。

その中で議論になったことが、西公民館があつて、あそこが今、わかば保育園に委託しているという形であります。その中で、大きな新年会等は、公民館でやっている状況であります。

そして集落の方々からいろんなご意見を聞いたときに、まず1つが高齢者が歩いていくには、非常に西公民館は遠いということが一番多かったわけであります。そして、集落のほぼ真ん中にある今の集落の公民館を、今後、しっかりと整備してほしいという要望が何回も出ております。

そういった中で、今後、再度集落の方々とは議論をして、今後その中で意見交換をした中で、検討

をしていきたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

町長も認識のとおり、何回も要望、またこういう一般質問をしておるわけですが、建物の状態などは以前から伝えておられるので、把握していると思います。

建物の外観や内装、また設備について、町民は大変不便を感じている。この問題は私が議員になって4年前もし、そしてまた14年前、地元の前議員からも質問されている。トータルしたらもう約15年この問題をずっと検討されている。そういう状態であります。

町民の安全性、利便性に悪影響を与える可能性がある、私は思っておりますが、これほど約15年もかかって検討を続けるというのは、どういうあれなのかお伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、公民館の改修の要望等があるわけなんです、当建物については、解体をして新しく建築をしなければならないと考えております。その中でどの事業が一番補助率が高く、また要望に沿った形の施設ができるのかというところを、考えているというところで、検討を進めているところでございます。

また、公民館の施設については、防災関連施設整備事業を活用して、去年、東部、西部の公民館を改修したところであります。

この事業の要望についても、早く対応できないかという区長会の中で、全てのまだ改修ができていないところからの要望もあるわけでございまして、それとこの解体をして新しく造るということが、この事業でできるのかどうかというところも、今検討を進めているところでございますので、また、今年度については、耐震診断を行い改修を進めていく計画でもありますので、そういった今後の学校建築、給食センター等の建築後の予算シミュレーション等も行い、補助率の高い事業等を取り入れて改修してまいりたいと思います。

○5番（牧本和英議員）

分かりました。早急にそういう検討など、耐力度調査などしていただき、建て替えを要求したいと思っております。

この問題はこれでいいとして、区長不在についてよろしくお伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

東犬田布集落の区長については、令和4年の3月21日まで任期でございましたが、その後、令和4年度から不在ということになっております。その後、4、5名の方をお願いをして、幾度となくお願いをしているところでありますが、いまだに快諾を得ていないという状況でございます。

○5番（牧本和英議員）

役場のほうからも、執行部のほうからもそういうふうにして、何名かに声をかけていただい

るのも承知しております。

私も5、6名の方に、昨日も、どうかお願いできないかというのをお願いしているところですが、なかなか了解が得られない。本当にもう自分としても、ちょっとどうしたらいいのか分からない状態になっているんですが、まず区長とはどんな役割を、町民に対してどんな役割をしているのかお伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

現在、区長さんはその地区の要望、また行政からのお願い、そういったところをまた区に帰って伝えてもらうという仕事が主であります。

コロナ禍のときには、毎月それを実施するというのが困難で、島内でも感染が多かったというときには、そこを、区長会を実施できなかったわけではありますが、そのときに2か月置きの実施ということでしたんですが、またこれが5類に引き下げられて、感染者がそこまで、この感染が重症化しないというところもありますので、また毎月実施できるように対応していきたいと考えています。

○5番（牧本和英議員）

総務課長のおっしゃるとおりだと思います。

本当に、集落の住民と行政をつなぎ、また町民の生活を守る大事な役割を担っていると、本当に思います。

また、こんなに不在になると、問題が発生したときに相談できる、住民の方々が相談できずに、生活に支障が出る可能性もある。コロナ感染症が5類になり、地域活動も徐々に再開されつつありますが、東犬田布集落でも、子ども会の行事や地域行事が開催されることを見越し、集落活性化のために早急に対応していただきたい、そのように思います。

とにかくこの理解が取れないのが、本当に何でかなと思う面もあるんですが、とにかく集落と協力し合って、いい後任の方を任命していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務課長（久保 等君）

区の区長が不在というところで、がんばる集落の支援事業やコミュニティ助成事業についても、自治会で申請をするわけでありますので、そういった活動ができないという状況が続くと、当地区の住民に不便をかけるということになりますので、これを早めに解決できるように、執行部としても取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（牧本和英議員）

今出ました活性化事業なんですが、それは区長がいなくても申請はできるのですかね。分りました。

そしたら、この問題もよしとして、ほーらい館運営についてお答え願います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

2番のほーらい館運営についてお答えいたします。

ほーらい館の運営につきまして、議員のおっしゃるとおり、毎年多くの繰入れを頂いて運営して

いるところでございます。その支出の多くは主に人件費、そして需用費の中で、燃料費と光熱費の高騰であったり、修繕費について、今年で15年目となりまして、施設の修繕箇所が多くなっている状況でございます。

そういった中で、ほーらい館といたしまして、会員増に向けて、4月の人事異動とかで徳之島へ来られる県の職員であったり、学校の教職員等を対象に無料券等をお配りして、お試しという形で一度ほーらい館を体験していただきたいことと、また島内においても、島民向けの無料週間という形で設定して、また、そこでも島民の方にも一度ほーらい館を体験していただくなど、そういった計画もできないか、今検討しているところでございます。

そしてスイミングの教室におきましても、現在、今100名の会員であります。今度スイミング教室の補助に入るスタッフの研修を計画しています。その研修を経て補助に入るスタッフを1名ないしは2名増やすことで、1教室の受入れ人数を増やしていく計画でございます。

また、会費についてもですが、今現在、燃料費、光熱費が高騰して修繕等が増えて、施設の維持経費が増えている中で、会費についても値上げを検討しないといけないと、4月に開催いたしました運営審議会の中でも、少し協議したところでございます。

○5番（牧本和英議員）

分かりました。本当に平成20年の8月オープンして、令和4年度まで約15年で合計8億8,000万余りの税金が費やされているが、これは本当にこのほーらい館運営費は、当初から毎年このような税金というか、繰入金を入れる計画だったのか、資料請求した中でも、20年の8月からスタートしていますが、20年度にも6,600万、21年にも6,900万、それして徐々に27年までは右肩下がりだったんですが、28年から4年にかけて今度またものすごい右肩上がりになっている。

そういう状態ですが、当初からこういうふうに税金、繰入金を費やしてでも、このほーらい館を運営していくつもりだったのかお伺いいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

当初からの計画ではちょっと把握はしていないのですが、この繰入れが多くなってきている部分に関して、年度、年度で違うんですが、この金額の中に、職員の給与も含まれている部分があります。職員がほーらい館にいた年度、年度でも、繰入れの金額の差は出ているところでございます。

そういった中で今、28年、29年、ちょうど9年、10年頃からですか、施設としても10年たった頃から、修繕のほうが少し大きくなってきているところでございます。

○総務課長（久保 等君）

牧本議員の質問であります。全てがこの繰入れが多くなっている原因ではないのですが、この3年間コロナ等が発生して閉館せざるを得ない。また、バスの運行、両町の運行についても、停止しなければならないということが今まで続いて、そこでも歳入が少なくなったことも、この繰入れの一因でありますので、この5類に下がったことによって、健康増進施設が、またうまく回転するような人材育成を行って、皆さんが気持ちよくこの施設を利用して、この繰入れが少なくなってい

くように努力をしたいと考えております。

先ほどありました、肥料価格の高騰でありますとか、いろんなものが、燃料でありますとか、電気、そこも想定以上に値上がりをしている部分でありますので、先ほど課長が言ったような会費の値上げも、運営委員会の中で考えていかなければならないと考えております。

○町長（大久保明君）

先ほど伊藤課長のほうから話があったように、いろんな会費に関しましては、先般、前議長がほーらい館の運営委員会の会長ですので、話した中で、とにかく本土の方々も、我々議員の方々も視察に行ったとき、これほどの施設が、建物も立派だし、プールのレーンが少ないんですけども、それ以外は都会でもないような立派な施設だということでありました。

そして、その中で出たのも、使用料が安いのではないかという点でありました。当初、島で運営するのは、使用料が高いとあまり来客数が少ないんじゃないかということでしたけれども、今考えますと、これでお客さんが1日1,000人来るときもありました。

当初、5年以内には、そのときは徹底した営業、集落でも、他町での説明会もやってきたわけありますので、ですから、そのような営業活動をこまめにやっていけば、来客数は増えると思えますし、いろんなイベント等、そして利用者のクリスマスパーティーなども毎年行われておりましたけれども、それもまた復活していくとか、そしてもう一つは、いろんなスポーツ選手たちをどんどん誘致して、あらゆるスポーツで、スイムというのがリハビリにとって最もいい状況でありますので、幸い先般、愛工大名電高校が来て合宿したとき、彼らも食事は百菜したんですけども、ほーらい館を見て、ああいうトレーニングジムがあるということも、今後活用できると思えますので、そういったあらゆる営業活動を今後していくことが、絶対必要ではないかと思っております。

東京のほうの、先ほど課長が申し上げたとおり、ルネサンスという会社から今オンラインでの、インストラクターの指導などもどんどん加えていくことになるし、今後やっぱり伊仙町議会の方々も一丸となって、あらゆる知恵を出していけば、私、建物はまだまだ改修、改修でいっている中で、本当にもったいないぐらいの施設であることを、しっかりとやっぱり経営できるように、これからも私も指導を強くしていきたいと今考えておりますので、おっしゃるとおり、繰入れがこれだというのは大変、町行政にとっても非常に厳しい状況であります。

以前話したことは、もし、ほーらい館がなかったらということをよく話に聞きます。ですからあって、しかしそれが、経営が厳しいということになれば、元も子もなくなるわけですから、その辺がこれからの最大の課題でありますので、これは私も、最近会員辞めて久しくなるので、再度会員になって自分自身で体験をしていきたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

いろんな営業活動をするとか、そうだと思います。本当に宣伝活動の強化を一番にもって行って、とにかく利用者数を増やすことが一番大事だと思います。

この資料請求したのをちょっと軽く、軽くという言い方も悪いかも分かりませんが、利用者数と

繰り入れる金額を計算してみると、本当に今の利用者数の1.5倍から2倍ぐらいまではもっていかないといけないと思います。

そこで本当に、利用者数を増やすために、どのようなことを現在行っているのか、そういう点を伺いたいと思います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、先ほど町長からありましたように、全国展開しているルネサンスさんにご協力いただいて、令和4年度に研修等も行ったんですが、その中でルネサンスさんの職員の方とお話をしまして、映像プログラムというのを実施しているということで、それを伊仙町でも取り入れて、インストラクターが映像を流して、それを見てこっちの利用される方、レッスンをする。例えばヨガとか、リラクゼーション関係、ストレッチ系とかヨガ系、そういったものを今年度これから映像プログラムとして、レッスン等を今年度実施していけたらと考えているところでございます。

○5番（牧本和英議員）

私もそうだと思います。この映像プログラムをすることによって、やっぱり見る人がどういう思いをするのか、大分変わってくると思います。

今のホームページの状態、写真を張りつけた状態では、なかなか印象に残らない。そういう映像プログラムをつくるのに当たって、例えばホテル等などに、雨降り観光ができない、そういうときに、お試しでどうですかという感じのQRコード等を読み取りして、簡単に見れるようなシステムのつくり方、在り方、そういうことをしていかないと、この島だけでの営業だけでは、この1.5倍から2倍という数字はなかなか難しいと私も思います。

これもちょっと質問でしていたんですけど、宣伝活動の1つの案として、鹿児島ユナイテッドFCのキャプテンである、伊仙町ふるさと大使でもある広瀬健太氏に協力をお願いし、こういう動画作成を行うなど、そういうふうな知名度のある方々に出演してもらって、ホームページなどに載せることもいいんじゃないかなと思って、こういうことを検討できないかという質問だったんですが、映像プログラムですという計画を立てているみたいなので、せっかくふるさと大使でもあるので、協力等を求めるのも一つではないかと思います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

映像プログラムに関しては、今いろんなダンスとか、キックシェイプだとか、ほーらい館で実施しているんですが、その中でヨガだったり、そういった系の映像のプログラムをして、利用者に体験していただく計画でございます。

ほーらい館の宣伝といたしましては、今、議員のおっしゃることを参考に進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○5番（牧本和英議員）

映像プログラムとくっつけてもいいんじゃないかなと、私は思うんですが、それはそういうふう

にして宣伝活動強化等を行って利用しやすい環境、そういうのを目指していただきたいと思います。

まず最初に、質問しようと思ったんですが、町長、当初この施設は健康な長寿者の増加と医療費、国民健康保険支出費の大幅削減を目的としていたが、今年で約15年が経過していますが、効果は現れているんですか。

○町長（大久保明君）

当初10年ほどは、明らかに効果が出ておりました。

それは健康になったと同時に、あそこで高齢者の方々が、島内、例えば両町から来ている高齢者が、ほーらい館で出会って友達になったりとか、何十年ぶりかに会ったとかいう、そういう出会いの場でもあったし、そして高齢者たちが集う場でもあった中で、その方々が水中ウォーキングをしながら膝がよくなったとか、そういうことがだんだん広がっていきまして、そうしたら病院に行かなくなったわけです。回数が減ってきたという状況がありまして、間違いなく徳之島3町の医療費は縮減されておりました。

その後は詳しい調査は全然していないんですけれども、当初、例えばバスで徳之島町、天城町からもいろいろ福祉関係の方々が来られておりましたので、あのときの状況をまたより強固に構築していくことが、医療費の縮減には間違いなくつながっていくと思っておりますので、最近のデータを再度、福祉課のほうと確認をしていって、それを参考にしていきたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

牧本議員の質問にお答えします。

先ほど町長の答弁の補足なんですけれども、医療費、件数、国保医療においては減少傾向にあります。ただし1人当たりの医療費は上がり続けていますので、そこら辺が課題となっています。

○5番（牧本和英議員）

人口減少で医療費は下がっているが、1人当たりの医療費は上がっている。

とにかく、こういう健康増進施設としてうたっておりますので、ぜひみんなが利用して、本当に健康になっていただくような進め方、そして、また限られた財政であるので、先ほども会費の値上げなどを検討されているとおっしゃっていましたが、私から増やせとか、減らせとかいうあれではないんです。

確かに運営委員会でしっかりもまれているということで、とにかくその運営委員会がちゃんと機能して、宣伝活動、そういうのをしっかりして、利用者を増やす、観光客にも受け入れられるような施設運営していただきたいと思います。

健康増進施設として徳之島で唯一の施設、そしてまた島の人が健康を維持し向上させるためにも重要な役割を果たしている。黒字にせとは申し上げられないんですが、赤字面をなるべく解消し、維持していくことで島の住む人の健康を守り、島の活性化に貢献できるよう期待して、この質問を終わらせていただきます。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（牧本和英議員）

それでは3番について、修学支援金についてよろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

牧本議員の修学支援金、伊仙町の条例に、伊仙町医師修学資金貸与条例がある中で、伊仙町、これを活用している方がいないということでもあります。

医師の、例えば離島、僻地に行くということで自治医科大学ができて、そしてその後に、各県で地域枠というのを設けて、そして研修9年終了したら、県内の僻地、離島に行くということ、それからもう一つの、大学も、これは、9年間は義務年限があった中で、ほとんどが都会の病院で研修しております。

そういった中で、私の経験上、例えばある組織で奨学金を出して、離島・僻地に行くということですが、例えある組織の奨学金出した方は、組織内であればどこでもいいというふうに解釈して、島には来ないと、そして、要するに奨学金、この資金貸与条例ですが、この方々もどこかで研修をして、ある程度の経験、技術がよくなってないと離島には来れないわけですので、その間、よくある例が受け取った助成金を返納するんです。10年ぐらいかけて。そして来ないというのが大体の状況であります。

ですから、この条例をつくった中で、このことが、例えばある町が出して卒業したら、どこで研修するかということになるわけです。そうした場合に、研修した病院で、これは県の地域枠も全部そうですが、結局はその奨学金を返せばいいんだなというふうになっているのは、大多数でありますので、その辺も含めて、今このことを考えた場合に、例えば産婦人科、ちょっと余談かもしれませんが、産婦人科医を確保するために、鹿児島県が以前とった例が、種子島に産婦人科を派遣するために、この方に条件ある、学校を条件して行ってもらいました。

そのことを県からそういう情報を聞いて、私が徳之島徳洲会病院に関係しておりましたから、そういう話をしたら、ある程度の基本給というのを設定してやったら、全国から6名の方が応募に来たんです。驚きました。

ですから、そういうふうな離島医療というのは、例えば北海道の僻地、離島に行くために、相当のお金を北海道は出しておりますので、それが現状であります。

ですから、今後、地方、地域、壁地で医療をすることが価値があると、報酬も若いときからある

程度出すと、そして研修も、例えば離島の設備が整った病院で研修するとかいうことをしていけば、沖縄ではそうしていますから、そういうことが医師の確保に、これから非常に効果的ではないかと思っております。

今後も、これは保育士、看護師もそういうふうな条件で、今、医療機関はやっておりますので、ただ僻地、離島で医療をすることが非常に関心があると、これから総合医という形でやることの方が、専門医よりもはるかに価値があるというふうになってまいります。それはヨーロッパではそういうのが価値があります。

日本は専門医を育てすぎていたと、それから開業医が増えすぎたために、コロナの対策が遅れたということで、法制度が全然遅れているということなどもあるわけですから、そういうことも含めて、私もこのことに関しましては、医療機関とも連携をとって、地域・離島医療ができるように努力してまいりたいと思っております。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

修学支援金についての質問にお答えいたします。

今、町長からもありましたように、伊仙町医師修学資金貸与に関する条例について、伊仙町の医療機関に従事する医師の確保、そして地域医療の充実に資するために、平成31年度からこの条例を制定しているところでございますけど、現在のところは実績がない状況でございます。

また、その他の分野において、同様な制度ということでもありますけど、現在のところは検討していない状況でございます。

○5番（牧本和英議員）

医師修学資金貸与条例、この趣旨をいろいろ見てみますと、医師になるとやっぱり研修医とか、研修先が結構費やされると、本当に私もそう思っております。

なかなかこの制度を町でするのも難しいことなんじゃないかなと思って、ちょっと他の分野で同様なそういう制度ないのか調べてみたところ、他にはなくて、また検討されていないという状態みたいですが、島でも将来的に必要とされている職、医療系、看護師であったり、介護士、作業療法士、いろいろありますが、医師系、医療系、そしてまた保育士、そういうのが、ある組織といたらいいんですか、都会の病院の中ではそういう奨学金を出して、その病院に勤めてもらう、そういう流れで今島の子たちも勉強など励んでいると思いますが、これをどうにか、この町で支援してあげられる方法がないのかなと思って、この医師修学資金貸与条例を見ながら考えたんですが、やっぱり将来的にも必要とされている職を、資格を習得する生徒たちのために、この修学金が必要ではないかと、町長も昨日の答弁でもあったように、人口増考えて、住宅設備を中心とした政策を進めていくとおっしゃっていましたが、確かに住宅設備等中にしても、人口増につながる要因の1つとは思いますが、なかなか他にそれ以外の対策というのが見えてこない部分がある。

そして、またこういういろんな施策を総合的に投じなければいけないと思い、その一つとして、子育てしやすい環境整備並びに若者の就職支援ということで、学習資金貸与、または学習支援資金

貸与が町には必要じゃないかと思えます。

例えば、看護師であれば、看護学校を卒業し資格を習得後に伊仙町に住み、島の医療機関等で所定の期間勤めることにより、返還不要になるという制度にし、期間が仮に5年としますと、5年島に住んで、5年が10年、10年が一生過ごしたい町にするためにも、やっぱり町としても努力して、子育て支援などに手厚い配慮をお願いしたいのですが、2025年ですか、6月に徳之島徳洲会病院が新築移転オープンするようですが、地鎮祭のときに、町長は行政も一体となって支えますとおっしゃりたいのですが、やっぱりこういうことが人づくりであったり、人材育成につながってくるのではないかと思ひ、どんどんそういう医療系、保育士不足などに貢献できる条例になってくるのではないかと思ひ、この質問をしているわけです。

こういう制度を取り組む検討はないのか、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、牧本議員がおっしゃった、その制度、そういったふうにしていく、それが一番すばらしいことだと考えておりますが、全ての項目にこの制度ということをするれば、またどれくらいの利用者がいるのかということも、検討していかなければならないわけでありまして、そういった職種に希望するという子どもたちの資金、それを町のほうで、こういったふうにしてまた島内に帰ってくるということは、資格を持って帰ってくるわけですので、そういった施設でも大いに役立つという方向性の下で、この制度をいろんな分野で利用できるように検討していくのがよいかと思ひます。

例えば、畜産が盛んになるわけですので、その獣医者になるという目標であれば、そういった制度にも検討していくことが望ましいと考えていますので、そこを検討させてください。よろしくお願いします。

○町長（大久保明君）

今、議員のほうから徳洲会がリニューアルという話が出ましたので申し上げますと、新しい体制の下で、この組織は元来の離島・僻地医療を第一の組織の目標としてやるということ、新しい理事長は宣言いたしましたので、ですから、ここは238床のベッドになります。

それから最新技術、そしていろんな新しい理事長が宣言したことは、この新しい病院はあらゆる疾患を治療すると、そして治療する、例えば脳神経外科医、心臓外科医を常勤させるのはしばらくできませんけれども、それも組織の中では、プライベートジェットという形、これはもう宣言しておりますので、要するにドクターヘリで、重症患者さんを島外に搬送するのではなくて、私がいた頃は、脳外科でも、心臓の難しいステントでも、その日のうちに医師、専門医師を呼んで、島で治療して治していったというのが、それが普通になっていましたけれども、組織が新しい理事長に替わったら、僻地・離島に関心がなかったために、産婦人科医が確保できないということで、3町で産婦人科医の給与を補填して、全公募したら、5人の方が来て、そのうち3人が今働いているという状況です。これまた問題があって、そしたら他の局、医師たちも、なぜ産科だけそうするかとい

うことは、説得して押さえておりますけど、ただそういった新しい組織の中で、今度の亀徳にできる新病院は、絶対的な医師の確保等やっけていくということに今準備が進んでおりますので、我々3町もいろいろ連携を取って、いろんな対策を取っていきたいと思います。

今、伊仙町長として提言していることは、新しい施設を、例えばこれから高齢者が島に帰ってきたときに、例えばこのいろんな介護施設ではなくて、法的に問題のない高齢者住宅というものを建設するように、今話を進めております。

そうすれば、そこには都会から元気な方も、今後介護施設に入る可能性のある方々も、軽い方々を島に来て、そしてある程度の仕事をしてもらいながら、リハビリを受けながらやっけていくということで、そこには多くの雇用を生み出すようにしておりますので、そういったことを考えながら、今話した奨学金が与えた場合、与えてから帰ってくるまでの即戦力には絶対なれないということですから、その方々が熟練して帰ってくるような仕組みと同時に即戦力となる方々を、3町が今、産婦人科を、3町で補填しているわけです。給与補填して、3人の産婦人科医を獲得しているわけですから、そのようなことをしながら、他の専門に関しては、徳洲会組織の中でやっけていけるように強く要望しておりますので、そういった形をしていくと、牧本議員が言った高校生からそういう方々を育てていくという意味では、奨学金を出して、慌てて帰ってくる必要はないということで、いつか帰ってくればいいわけですから、それが10年、20年たつと、ローテーションになってくるような仕組みは十分可能ではないかと考えております。

○5番（牧本和英議員）

町長、自分が話しているのは、医師とかであれば研修でする、看護師であれば25年には、徳之島徳洲会が立派なものができる。やっぱりいろんな内地と変わらない設備になるわけだから、そこで研修並びにそういうのが、私は看護師のなんかは十分できると思っている。

だから、別にいつでも帰ってくればいいのか、そうなれば、いつになっても人口増はできないんじゃないかなと思うんです。

だから、もうちょっと真剣に、やっぱり今の子育て世代が何を求めているかということを見ていただきたい。とにかくいつでも帰ってくればいいのか、自分の娘もそういうのを利用して、今大阪のほうにいますが、その若い子の5年、10年というのは、その子なんか大きく人生が変わってくるわけです。

それをどうにかこの島に戻ってこれるシステムというので、こういう支援金制度なんかはできないものかということで、質問しているわけです。それができるか、できないか、するしないで、もうはっきり答弁お願いします。

○町長（大久保明君）

100%できます。

○5番（牧本和英議員）

ありがとうございます。100%できるということで、総務課のほうでもよろしくお願ひいたしま

す。

そして、この制度を利用することによって、やっぱりそれなりに税金とかいろいろ使うわけですが、ふるさと納税などをまた利用して、その趣旨をちゃんと決めて、それはみんなが、みんな行けるわけでもない。やっぱりそういう子どもたちに競争意識も与えるという目的もあるかと思えます。

本当に何より子育て世帯の経済負担の軽減。そして生徒は学業に専念することで学力向上、進学率の向上、また将来資格を取られて帰ってきたら、生徒たちの将来の収入の増にもなるし、増になって島に戻ってきてすることによって、町は税収増加も期待できるんじゃないかと、そして教育委員会にお尋ねしたいと思いますが、こういう制度を使って競争させるのが、競争させるという言い方がちょっとあれかも分りませんが、入れることによって、学力向上が上がると思うんですが、教育委員会のちょっと考えを聞きたいなと思って、よろしくをお願いします。

○教育長（伊田正則君）

ただいまの質問にお答えします。

学力向上を本町でも喫緊の課題として今考えていて、その学力向上の前に、前にも話したことがありますけれども、目に見える点数の結果と、目に見えない学びに向かう力という、目に見えないやる気とか、学習する楽しさとか、自ら机の前に向かっていく意識とか、こういうのを一緒に考えていかないと、なかなか学力向上につながっていかないというのが現状です。

そこで、伊仙町では今考えているのが、タブレットを活用して、その中に例えばいろんなソフトを入れて、ソフトの中に南日本新聞の373るというのを入れていますけれども、この373を入れることによって、例えば島の子たちだったら、闘牛という検索をして、闘牛の南日本新聞の記事をまず読んでみようかなとか、また若い目の中で友達が書いている文章を読んでみようかなとか、ただ読みなさいではなくて、読みたくなるような環境をつくることによって読む力が出てこないかなとか。また、もう一つ、NAVIMAというAIが入っている学習ソフトがありますけど、この学習ソフトは分からないところを、動画等を通してソフトの中で学習できると、分からないところを調べることによって、動画で指導して教えてもらえると、こういうことが自分で調べて、自分で学習することによって、次につながる意欲や関心の分につながっていかないかなと、やっぱり今打破したいのは、与えられていることだけを従順に従う子どもではなくて、自ら学習に向かうところの力をつけるような子どもを育てていきたいと。

大島では60・90という小学生が60分ぐらいは家庭学習しましょうとか、中学生は90分家庭学習しましょうとか、こういうのがあるんですけど、伊仙町の現状からしますと、中学校ではものすごく、小学校よりも落ちている、平均で60・90ではなくて60・30ぐらいになってしまっていると、これは中学校に原因があるだけではなくて、小学校とか、また家庭環境とか、いろんな中で、子どもが自ら学ぶような方向性をなかなか育てきれないという現状の中で、こういう結果が生まれているかなと思いますので、そういう学力向上に対しては、目に見える能力と目に見えない能力、両方育てて

いくという形を、教育委員会では各学校に示していますし、また教育委員会の中で、ICT担当というのを設けさせてもらいましたけど、このICT担当もいろんな研修を通して、各学校が要望すれば必ずそこに行って研修に参加する。各学校の研修に参加すると。また本人もソフトの会社の研修があったらそこに出かけて行って、県内出かけて行って研修を踏んで、そしてその研修の結果、各学校に還元させるというような学びをしていますので、そういうところを通して、少しでも学力向上につながるような手だてができないかなと考えています。

○5番（牧本和英議員）

ありがとうございます。

本当に目に見える能力、目に見えない能力、例えば教育の水準化の向上が、私は期待でき、子どもたちも一生懸命勉強に励んでこういう資格を取って、また将来島に残りたいという子どもが1人でも増えたらなという思いです。

町長ができるということですので、ぜひこの制度、条例をつくって、子育て支援という形でしていただけたらなと思います。

本当にそうすることによって、島に、伊仙町に、伊仙町で住んで町外に働きに行くしかないと思いますが、そういうふうにして人口増を目指して、人口増えることによって交付金なども増えて財政が潤ってくる。出すだけではないわけですから、将来的に考えてもやっぱりこういう制度があったらいいのではないかと思います。

先ほど総務課長のほうから、畜産がブームで畜産の学校に行かれている若い子が結構います。近所で1人帰ってきたんだけど、資格を取って帰ってきたんだけどなかなかいっばいと、それで資格を生かされないという子どもも中にはいます。やっぱりそういう人たちに手差し伸べて、町としてもいろんなアドバイスをしていただきたいと思います。

本当にぜひ子育て世代に修学支援金を与えられるように、検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいま牧本議員の意見でもありましたが、最終的にこの制度の課題としては、この制度を利用した方々が町に戻ってくることが、一番の課題になると思っていますので、そのようにできる要綱をつくることは、考えなければならないと思っていますので、検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

これで牧本和英議員の一般質問を終了します。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上和代議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号1番、井上和代と申します。ただいま議長の許可が下りましたので、令和5年第2回定例会において一般質問を行いたいと思います。

通告してあります2件についてお伺いをいたします。

1番、犯罪の抑止・防止のための取組について。

犯罪の抑止・防止の観点から、今後防犯カメラ等の設置が必要となってくると考えられるが、町としての取組を問います。

2、徳之島なくさみ館の駐車場について。

徳之島なくさみ館で行われる闘牛大会やいろいろなイベントにおいて、駐車場不足による多くの路上駐車が散見されるが、周辺住民にかかる負担をどう考えているのかを問いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。2回目より自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○町長（大久保明君）

井上議員の犯罪の抑止・防止のための取組について答えます。

今、防犯カメラは日本中、世界的に都会ではほとんどの道路が、防犯カメラがついている状況にあります。徳之島においては、それがまだ進んでいないというのは、これは県警の方々と一度話をしたときに、この島というのは必ずいろんな犯罪を犯した人が出ていきにくいわけです。

ですから、例えばある犯罪、事件がありまして、それがコンビニ泥棒があったときです。そのコンビニの映像の中に、その外、道路を走る車のライトの影があったということで、それを署長から聞いたんですけど、1年がかりで分析したら車種が分かったと、その車種を調べたら、その車は島内に3台しかないということで、犯人が見つかったわけです。それほど、防犯カメラの精度というのは大変な正確さがあるということです。

それから、いろんな火事とか、農家のいろんな作物とか、機械が取られるとかいう事件があつて、それは個人でカメラをつけていた人が見つけたんですけども、なぜ県警は、本土並みにしないのかなというふうな疑問はずっとありました。

その後、島内においても事件があつたりして、伊仙町からも、伊仙町議会からも、今後、徳之島署内に防犯カメラを、少なくとも大きな交差点とか県道、そういうにはつくっていただきたいという話だけはしていますけれども、具体的な返事はまだもらっていない状況でありますので、今後このカメラについては、3町一体となって強く要請してまいりたいと思います。

以上で、1回目の答弁でございます。

○総務課長（久保 等君）

井上議員の質問にお答えします。

この犯罪の抑止・防止のための取組であります、最近いろんな盗難とかいうことが、島内でも多く発生しているところでございます。

そのようなことを鑑みて、今回、明日の補正の中でも説明を申し上げますが、防犯カメラ設置に関する予算を計上しているところであります。

件数としては30台ぐらいを想定しているところなんですけど、これ設置すると、あとその維持管理経費もかかってくるわけでありまして、そこをどこに設置したほうが一番効果的なのかというところもありますので、そこを徳之島署と協議しながら、設置に向けて進めていきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。30か所ということで、つけていただけるということで、ありがたいお話だと思います。

今テレビ等を見ても複雑な犯罪等が多いわけです。それで町民の命を守るということで、こういったものが活用されるかと思えますけれども、今30か所ということでつけていただけることで、まだ場所等は確定していないということでしょうか。はい、ありがとうございます。

その場所等を、今からしていただくということなんですけれども、犯罪の抑止と防止という観点からしても、夜が、一番犯罪等があるかと思うんです。そういったところで、今、伊仙町のこの通りの中で街灯というものがかなり少ないんです。

その30か所がどういったところにつけられるのかは、今から決めていただくのかと思えますけれども、そういった街灯のないところにつけられても、昼間は監視等がありますが、そういったところで、街灯とともにそちらのほうも考えていただけないのかなと思います。

この街灯のほうなんですけれども、前回私ある人とお話をしている、伊仙町は道路を通ると暗いというようなことがお話がありましたので、商工会のほうにお尋ねをしました。そうするとそちらのほうで、以前までは通り会という形で管理をしていたということなんですけど、今、通り会のほうが、商店がかなり少なくなりまして、それを運営することがかなり難しくなったので、各個人で街灯を管理しているというような現状だそうです。

それで、今日の質問等もありましたので、私のほうも昨日10時ぐらいですか、この通りを一応往復しました。そうしたら街灯のもの自体はあるんですけども、電気がついていないというようなことがありました。

そういったところを、これからどういうふうになされるのか、その防犯カメラをつける、つけないとは別の形で、そういったものをどういうふう管理していくのかなということも、考えていただきたいなと思うんです。

防犯ということで、こういったカメラ等もつけると思えますけれども、やはり犯罪はさせないということを、主に考えていただきたいと思うんです。そういったところからも、そちらのほうを考えていただきたいなと思います。

先ほども言いましたように、ついていない街灯のほう、こちらは商工会のほうと、伊仙町のほうということなんですけれども、きゅらまち観光さんが今、商工会とのお話合いというか、そういったものがあるかと思うんですけども、そういったもの何かお話をすることがありますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木雄太君）

井上議員の質問にお答えします。

街灯等に関しての話合いというのは、まだしていない状態であります。今後、総会等、会がありましたら、ちょっと話しさせていただきたいと思います。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。商工会のほうも今、個人のお店の方が管理をしているということで、そちらにお願いをしているかと思うんです。

それで昨日私、自分の目手久集落のほうから阿三集落の入り口の方までずっと歩いてきましたら、東のほうは、その地区のほうで多分管理をしているのではないかなというような蛍光灯の形になっていました。ただ、面縄中学校から面縄小学校を過ぎて、検福の長い坂道あの辺まではほとんどついていません。

私が思うに、中学生は部活等をした後に、冬の時間になりましたら、暗い中で歩いて帰っているんですけども、やはり防犯ということを考えていけば、そういったところもつけていただきたいなというふうに思います。

その辺は、その集落に関わるところがつけていくのか、また町がそういったところを管理をしていくのか、そういったところも各集落とお話をしながら、やはりそのところも考えていただきたいなと思います。

これは小学生、中学生、また私のほう、犬田布方面は見えておりませんが、またそういったところも見えていただきまして、これは総務課さんもそうだと思いますけれども、教育課のほうでもそういったところ、防犯地域というか、防犯のことに對しての子どもたちの夜間の帰りの部分、そういったところも見えていただきたいなと思います。

私が何年か前に、ちょっと薄暗い時間に伊仙の方面から帰ってきましたら、ハブが道を渡っておりました。それから1、2分ぐらい通り過ぎていきましたら、女の子が3人ぐらい歩いていました。暗い中を。検福の坂道のところだったんですけども、もう何年か前になります。

そのときに、私はその子どもたちに、今、向こうでハブを見たから、その辺ちょっと待ってなさいと、やっぱりその子たちも私が誰かわからないので、私の車に乗ることはありませんでしたけれども、親御さんと呼んで、子どもたちを親御さんに受け渡したという件があります。伊仙町の子というよりも、徳之島のほうです。

そういったところは防犯もそうなんですけれども、ハブもかなりのところで道には出てきますので、そういったところも鑑みながら、街灯のほうもお願いしたいと思います。

防犯カメラのほうに帰りますけれども、もう一つ要望があったのが、ごみ収集所というんですか、ああいったところに防犯カメラ等がつけられないのかということ、やっぱり何件か聞きます。

私の顔に、みんな生ごみの収集のお話をよくするもので、書いてあるのかと思うぐらい、私のほうにそういったお話を持ってくるんですけども、今ごみの問題では、やっぱり分別のほうである

とか、生ごみであるとか、いろんな形のそういったものを、考えていかなきゃいけないところではあるんですけども、なかなかそういったマナーというか、そういったものが守られていきませんので、そういったものに対しての、マナー違反に対しての抑止ということにも役立つのではないかと思いますので、このごみ収集所のほうの設置、ごみ収集所に対しての防犯カメラというか、そういったもの等も考えていただきたいなと思います。

それで、徳之島町さんのほうは、自分のお家の前にごみを出すんです。ですけども、伊仙町と天城町さんのほうはまとめた形で、ごみ収集場所という形になっていますので、誰が持ってきたごみなのか、誰がいつ置いたのかということもちょっと分かりかねますので、そういったところの問題等も解決するのかなというふうに思ったりしますので、分別の推進のためにもごみ収集所のほう、そういったところも先ほどおっしゃっていた30か所の何か所になるかは分かりませんが、そういった部分にもちょっと考えを巡らせていただければ幸いですというふうに思います。

それで、先ほども言いましたように防犯カメラのほう、町民の命を守るということ、防犯を未然に防ぐという意味、そして、もし何か事件等が起こったときに、そういったものの早期の解決というんですか、そういったものに対しても多大に役に立つというようなことがあるかと思っておりますので、そういったところ、30ではなくてもう一声出していただいてもいいのかなというふうに思います。また、よろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の質問のほうよろしくお願ひいたします。

○きゅらまち観光課長（上木雄太君）

井上議員のなくさみ館の駐車場についての質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、闘牛大会の開催時に路上駐車が散見され、近隣住民の方々には大変ご負担をおかけしているものと思います。

現在、なくさみ館には約120台分の駐車スペースを確保しております。今後、闘牛連合会を交えて対策を協議し、また大会主催者へは緊急車両の妨げや歩行者の安全確保のためにも、なくさみ館利用申請時に民有地の駐車スペースの借り上げや交通誘導員、駐車禁止場所へのカラーコーンの設置などの対応策を取っていただくよう周知してまいりたいと思います。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。きゅらまち観光の課長さん、120、昨日私も数えました。120ありました。120掛ける4、1台に対して4人乗ったとしても480人です。そうしましたら、課長さんにお伺ひいたします。あのなくさみ館、最大で何人収容という形になっているかご存じでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木雄太君）

約3,000人の収容となっています。

○1番（井上和代議員）

そのとおりでございます。ありがとうございます。いろいろ最近、きゅらまち観光さんのほうに行かれたと思いますけれども、いろんな形でそちらのほうを見ていただいているなというふうに思

いましたら、ちょっと心強くなりました。

それで、コロナの段階では席を1つ空けるなりということで、大体1,500人というぐらいの弱という形で使用されていたかと思うんですけども、1,500人がもし入ったとしても、駐車場、結局は375台。これは1台につき4人乗ったという計算になっていくわけなんですけれども、ただ、闘牛を好まれている方は大体軽トラックなんです。軽トラックで乗り入れていきますので、2人という形になってくるかと思うんですけども、そういったことを考えてもかなり足りないんです。足りないんですけども、前回の町制施行60周年記念ということで行われました大きなイベントというか催しになりますけれども、これは未来創生課のほうで行われた行事でしょうか。そうしましたら、あのときに大体何人ぐらいの来場者とそのときの駐車場の管理というか、そういったもの、どういうふうな形になされていたのか、参考までにお聞かせ願えればと思います。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

井上議員のただいまのご質問にお答えします。

町制施行60周年記念の前夜祭につきましては、当日来場された人数は約1,000人ほどということで、見込みですけどもカウントしております。

事前に、今言われたように駐車場が足りないということでしたので、まずは民有地、県道沿いの空き地を借りるような形で、臨時駐車場としてやるようにさせていただきました。そして、やはりなくさみ館とその場所との間にやはり距離がありますので、以前夏祭りでやられていたような形で送迎バスをすることが、この現時点でのベストの方法かなと思って対応させていただいております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。かなりの人が入っているなというふうに思い、すごく喜ばしく思ったところでした。それに伴いまして、伴うというか、その後にあれだけの人数の来場者と車と、そういったところをきれいに役場職員なり皆さんのほうで対応していただいたことを本当に感謝申し上げます。いろんな形で、そういったところの動線であったりとか、そういったことも考えていただいたんだなというふうに思い、皆さんのご苦勞がありがたく思うところでした。

それでその後に、5月4日の日に、闘牛の最終日だったんじゃないかなというふうに思いますけれども、沖縄のかりゆし58って読むんですか、これは。私のほうも歌は聴くんですけども、なかなかそちらのほういろんなコンサート等見に行くことがなかったんですけどもすごい人数で、このとき何人ぐらい入られたとか、そういったことはきゅらまち観光さん分かりませんか。

○きゅらまち観光課長（上木雄太君）

日付としては5月5日、こどもの日になりますが、約5,000名というふうに伺っております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。5,000人ですか。町長どうします。あのなくさみ館に5,000人の人が、伊仙町のあの場所に集まれるんです。こんなうれしい話ないじゃないですか。私もやっぱり聞きましたら、それだけのあのコンサート、何時間もするわけではなかったと思うんですけども、島外か

らやはり来られている方も、それだけのために来られたというようなお話を聞くこともありました。なくさみの闘牛のほうが好きの方は、そのかりゆしさんのコンサートじゃなく、座るところがないので早めに来たというような方もいらっしゃると思うんですけども、あの場所に5,000人の方が入れる、入る、何かがあれば来れる、来るんですということを念頭に置きながら、120台しか置けない駐車場、どう思われますかということなんです。計算しましょうか。ということは、私はこれから、この場所を多目的の会場として活用するというようなことも考えていただけないかなというふうに思うんですね。

それで、いきなりですけども、耕地課の課長さんよろしいでしょうか。あの場所が、周りはいま本当に土地改良がきれいに整然とされている場所柄なんです。あの場所で駐車場を増やすとなると本当に限られていると思うんですけども、その土地改良をされている場所というのは、もう半永久的に使用するという事はかなわないのか、何か条件的にできるというようなことがあるのか、もしお分かりになるようでしたらば教えていただきたいなというふうに思います。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

土地改良している土地に関しては、農業用施設に関する牛舎とかいう場合は許可が下りますが、駐車場には許可は下りません。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。そうなんですか。

前回の視察のときに、駐車場の前のほうに建物を作ると、住宅を作るとというようなお話があったかと思うんですけども、そちらのほうは今どういった形になっているのか教えていただけますでしょうか。

○建設課長（高橋雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

当初予算要求時の議会視察で、住宅予定用地を現地で見させていただきました。その際に、住宅ではなく駐車場や公園を整備してほしいとの要望を受け、執行部において協議を行いました。現在、購入予定地の用地面積が3筆で4,572m²になります。約4反6畝です。そのうちの徳之島なくさみ館側の3,433m²2筆を駐車場用地として、あと残りの1,139m²1筆を住宅用地として計画を進めたいと考えております。

現在の徳之島なくさみ館駐車場は約3,000m²あり、120台分の駐車能力ですが、整備後は新たに140台分くらいの駐車スペースの確保は可能かと思われます。

住宅用地としましては、木造2階建て1棟8戸を予定しております。この整備が実現できれば、周辺住民にかかる負担は少なくできるものかと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。今おっしゃっていただいた場所なんですけれども、並びというか1段ち

よっと下がったところですね。そちらのほうは住宅というお考えということでよろしいのでしょうか。駐車場は、やっぱりなくさみ館の近くのほうにないと意味がないわけですね。それで、現在ある駐車場が120、そしてそっちを新たに作ったとして140で260。先ほどきゅらまち観光さんの課長さんがおっしゃったように、最大としては3,000人と。半分としても1,500人、375台分が必要というような形になるかと思うんですけれども、それでも足りないんです。今その住宅を作るところの土地を、そちらのほうも駐車場にいただけないかなというところが私はあるんですけれども、住宅は作るなということではありません。町長、重ねて重ねて言いますけれども、住宅を作るなという一切言いません。別の場所に作っていただきたい。東目手久のほうの別の場所に住宅は作っていただいて、今おっしゃっていただいている5,000人が集まるあのなくさみ館の近くには、駐車場のほうを集中させていただくために、そちらのほうを優先をしていただきたいというふうに思うんですけれども、今、建設課の課長さんのがそちらのほうに住宅をとということをおっしゃってございましたけれども、住宅の別の候補地というものは考えていらっしゃいますでしょうか。

○建設課長（高橋雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

目手久地域については、今のところ考えておりません。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。目手久は、なくさみ館の近くだけが東目手久ではございませんので、道路の下と上にもございますので、そういったところも広く考えていただいて、町長、重ねて言います。住宅を作るなどは言いません。駐車場は作れと言います。

そういったところで、なくさみ館、先ほども何度か言いますけれども、このなくさみ館のほう、前回皆さんで行っていただきました町制施行60周年記念。あの段階で、小さな子どもたちがワイドワイドというような形で、すばらしい演技というか催し物をしていただいて、本当にこれからのこの子どもたちが大きくなったときのことを思うと本当にほほ笑ましく、うれしい限りだったんです。ワイドワイドというのはもう闘牛のことではなくて、うれしいぞというような1つの呼び声のような形にもなるかと思うんですけれども、このなくさみ館、今徳之島で唯一3,000も5,000も人を集める場所なんです。ほーらい館のほうもいろんな催しがありますけれども、あれは300人収容ですか。はい、ということだそうです。そういったことを考えましても、徳之島の中で唯一の施設であるというふうに確信しているんですけれども、ああいったところをこれからこの伊仙町に、またいろんな活気づけるためにも、多目的の会場として活用できる方向を考えていただきたいというふうに思います。

私のほう本当は公園も一緒に作っていただきたいなと。小さな子どもたちは闘牛だけではなく、いろんな形で親ごさんといらっしゃいますので、そういったところも公園も踏まえた形で、今闘牛場の横のほうに個人で本当に小さな公園を作っていらっしゃって、本当にそちらのほうには子ども

の声がひっきりなしに出るんですけれども、ものすごく喜ばれているんです。そういったものもある場所、あの地域のほうに作っていただけたらもっと活気づけるのかなというふうに思います。

それで、このなくさみ館のほうの生かし方、これを伊仙町のほうで考えていただきたいなというふうに思いますけれども、大きく、住宅は別のところに、駐車場を増やせという形でお話をしておりますが、町長のほう、これからのちょっと大きな形で構いませんが、どういった形にしていければというふうにお考えになっているか、簡単で結構ですのでよろしくお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど、5月5日に5,000人という形の集客があったということですが、コンサート目的であったり、闘牛目的であったりしたので、あの施設1回、片方で3,000人程度しか集客ができないものと考えております。

また、その際に今言われた駐車場の規模でいいますと、あと今、建設課長が言われた場所以外に約1町歩ぐらい駐車場が必要ということになります。もうちょっとそこまで行くと、当地区にその施設の近くでそのような面積を確保するということはちょっと困難と思われまして。

また、初めきゅらまち観光課長が言われた民有地をそのときに借りて駐車場に利用できるとか、そういうことも考えてまた対応していきたいと考えております。

○町長（大久保明君）

今総務課長が答弁したのに補足して、今県の建設課とずっと交渉しているのは、目手久の県道の拡幅の構想に関しまして、これ決定はしてないんですけれども1つの案として、今県道からなくさみ館に行く道がありますけれども、あの道を西目手久のほうからずっと延長していった場合、今度より北のほうに県道が通る可能性があります。そこが2車線で歩道つきになった場合に、そこからなくさみ館までの道路も、やはりかなり苦情がありますので、拡幅していくということが1つの計画の中にあります。そうした場合に、その辺の土地の交渉などが出てくるわけですが、あそこからやっぱりなくさみ館まではかなり距離がありますので、歩いていくのも遠いんですけれども、あの辺の土地の交渉のときに、駐車場ということをつけ加えていくことは交渉はできると思っております。今総務課長が話したようにそこから北のほう、闘牛場から上、私はいつも上の、違反駐車しています。あそこの畑総の道路です。あそこは全部数えると相当止まっています。だから、あそこは本当に5,000人来たときも、あそこ沿いと横線の近くまで駐車しているということで、これでは交通法じゃ違法だと思いますけれども、県警もみんな黙認しているわけです。だからその辺の考え方を、闘牛場大会のとき、そこが暗黙の了解で今しているわけですが、下から来た場合、やっぱりいろいろ狭隘な部分ができますけど、上のほうを整然と並んだ場合はほとんど事故は起きないような状況にもなっていることは、私の頭の中ではそれをいかに生かしていくことができるかと。法律では、土地改良をした道路は駐車してはいけないかもしれませんが、こういうイベントがある闘牛場の周辺に関しては特例として認めていただくということであれば、これは可能ではあると思いますので、そうした場合の台数はかなりの台数が駐車はできます。あそこ、上のほう

に橋もできていますよね。あそこから亀津、喜念あたりから来る方々もほとんど上から来ているわけですので、あの辺の道路を活用していいのかどうか、まだ交渉はしていませんけれども、時代はいろいろ変化していく中で、そのようなアイデア、考え方ということはあると思います。

例えばもう今、都会の大手の会社はほとんどデスクがないわけです。そうです。そういうの喫茶店でみんな会議したりとか、そういう時代になっていますから。またそうしたアスファルト敷いた道路というものを有効に活用していくことはできないかなとはいろいろ考えたりしていますけれども、その辺も含めていろいろ安全のための駐車場ということは、今のもう苦情はほとんど県道から上がってきたところでの渋滞であるわけですから、その辺をまた今後視野に入れなが考えていきたいと思います。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。先ほど建設課の課長さんのほうで、ほかの候補地はまだあるということでお話を頂きましたけれども、県道から山手側のほうには家が密集しているんですけれども、県道から下のほう、海側のほうというのは、割とお家がぼつぼつというような形になっているところの場所だと思うんですけれども、今、駐車場予定地のところの下に新しく住宅というなお話をいただいていますけれども、混み合っているところにまた住宅をとということであるのでなく、そちらのほうはやっぱり公園とか、新たに駐車場とか、私の希望としては、そちらのほうは公園にしていきたいなというふうに思うんですけれども、県道から下のほうに住宅のほうを持ってきていただいて、広い形でそちらの集落のほうを明るくしていただけるようなまちづくりというようなことを考えていただいてもいいのかなと。向こうのほうには八幡神社というものがありますけれども、そういったところも明るくするというか、そちらのほうもその辺の場所というんですか、そういったところもまた候補地というか、そういったところに変えていただいて、なくさみ館の、先ほどおっしゃっていただいたように土地改良の場所が多いんです。で、これ以上広げられないということであれば、今広げられる土地をそういった有効活用をしていただいて、住宅のほうは別に作っていただきたいというふうに思いますので、またいろんな形でそちらのほうの場所をもう1回確認をしていただいて、いい形でまちづくりというか、そういったところ耕地課の課長さんなんかともお話をさせていただいて、広めていただきたいなというふうに思います。

以上で、私のほうの質問は終わらせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これで井上和代議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時33分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清 平二議員の一般質問を許します。

○7番（清 平二議員）

町民の皆様、こんにちは。7番の清 平二です。令和5年6月定例会におきまして議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

コロナがやっと収束に向かいつつあります。これも関係者の皆様の懸命に対応をいただいていることに敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

では、一般質問をいたします。台風2号について。

事前に予測して町民の生命と財産を守る対策本部をいつ設置したのか。また、災害対応の指針があるのかを問います。

2、避難場所をほーらい館のみに指定するのは今後の課題として残ると思われるが、町長の見解を問います。

3、現在まで、防災関連施設整備事業において何か所か、集落公民館が整備されたものと思いますが、何か所整備されたのかを問います。

以上、2回目以降は自席にて質問をいたします。よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

清 平二議員の質問にお答えいたします。

台風2号につきましては、総務課長のほうから1番については答弁をしていただきます。

以上です。

○総務課長（久保 等君）

清議員の質問であります。台風2号について、事前に予測して町民の生命と財産を守る対策本部をいつ設置したのかということですが、情報連絡体制ということをも5月の30日、15時に立ち上げ、18時に台風2号接近の注意報を放送いたしました。その中で、今後の情報に注意を呼びかけたものであります。

そして、6月1日の11時、警戒本部を立ち上げ、ほーらい館を避難所指定をし、17時から受付を開始したものでございます。

災害対応の指針があるかという問いであります。伊仙町地域防災計画に示してございます。

○7番（清 平二議員）

伊仙町地域防災計画はありますけれども、ちょっと私探したんだけど、台風関係のちょっと見当たらなかったのだけど、何ページにありますか。

○総務課長（久保 等君）

この応急活動体制の確立ということが災害対策本部設置前の初動体制ということですので、201ページのほうに活動体制の確立ということで載ってございます。

○7番（清 平二議員）

応急活動体制の確立ということですが、やはり災害対策本部を設けて、そしてその町民の災害需要、町民の命と暮らしを守るために対策本部を立ち上げないといけないと思うんですけども、802ページ、伊仙町災害対策本部の設置とありますから、こういう対策本部は立ち上げていないですか。

○総務課長（久保 等君）

この台風の勢力、そういったものの予報を鑑みて、対策本部の設置が必要なのか、それとも情報連絡体制から災害警戒本部、その後対策本部になるのかということは、気象情報、そういうものをもとに対策本部まで持っていくかどうかという判断をするわけではありますが、今回の台風については災害警戒本部の設置ということで対応しました。

○7番（清 平二議員）

台風2号が6月2日に通過したと思うんですけども、その前日というか、そういうときには、管理職また職員等は役場の中で対応していたのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

この2番のほーらい館のみの避難所指定という課題に残るということにも関連することではありますが、今回の台風2号については、6月1日の9時時点の予報ではありますが、徳之島最接近が6月2日9時頃でありました。中心気圧975hPa、中心付近の最大風速25m、最大瞬間風速35m、台風の経路は太平洋側という予報が出ていたため、この台風については、先ほど申し上げましたとおり災害警戒本部の設置で可能だということで判断しております。その際にほーらい館を避難所として指定してございますので、ほーらい館にも避難者が来たときの対応のために職員を常駐させ、また役場のほうにもこの対応として職員を配置してございます。

○7番（清 平二議員）

6月1日、「台風2号の接近に伴いほーらい館を避難所として開設いたします。避難する方は各自で食料、寝具、着替え、服用している薬等をご持参ください」という防災無線が流れております。しかし、やはり高齢者の方々は車も持ってない方もいるだろうし、またこれだけの荷物を積んでほーらい館に来るとするのは、大変私は心配だと思うんです。こういう方々に何かもうちょっと心配りをしていただけたらなと思いますが、何かその辺のところの反省点というのはないですか。

○総務課長（久保 等君）

これ毎年調べている支援者登録という独居老人の支援が必要な方ということでまとめているものもございまして、今回「避難したいんですけど、どうすればいいですか」という問合せも0件、避難者も0件でありました。

この放送してからも、特段勢力が強くなるとやっぱりおのずと自助という形で、それは今までもそういった形でやってきていますので、そういった面もしないと、この勢力の台風についてまた全対応する人を動員すると、そこにもまた費用がかかってきます。今回の台風の勢力を見て、こうい

った対応を取ったものでございます。

○7番（清 平二議員）

私が言っているのは、やはり高齢者の方々は台風が来たら非常に心配して、自分なんかどうしたら避難できるのかなという、心配していると思うんですよ。だから、その放送するときは、ほーらい館に開設いたしました、各自でほーらい館に荷物を持参してほーらい館に来てくださいじゃなくて、やはり避難される方々は役場のほうに連絡してくださいと。そうしたら、そういう対応がそれぞれできたと思うんですよ。やはり役場の中で何人、対策本部を立ち上げなかったんだけど何人そこで待機していたか、それは何人待機していたんですか。もう通過するのがそんなに強くないから、待機する必要はないと思ったんですか。待機していたのは何人なのかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

避難所については2名で待機しました。役場の中では2名なんですけど、あと職員については自宅待機。いつどういったことになるか分からないので、連絡が来る可能性がありますので、自宅ですぐ対応ができるように自宅待機という対応を取ったものでございます。

○7番（清 平二議員）

災害無線で流すときは、やはりこういう方々も町内にはいらっしゃるので、ひょっとしたら来られないかも分からない、そういう方々のために役場にご連絡くださいと。そうしたら、役場の2名が今待機していたということですけども、その方々がやはり電話が来たら「どこの誰さんです」ね」ということをして、集落担当者あるいは区長、民生委員、こういう方々に連絡をして、本人と面接をしてどうしますかということができると思うんですけども、どうでしょうか。私はそうしたほうが高齢者のため、特に、私も含めてだけど、最近は年を取ってきて耳が遠くなってきて聞こえづらい、そういう方々に安心を与えると思うんですよ。そういう対策は今後取れるのかどうか、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほども申し上げましたとおり、災害警戒本部の設置をしたものでございます。この台風の勢力がそれ以上、またこれが西側を通る予想になったときには台風対策本部を設置するわけでございますので、今言われた活動は、この対策本部を立ち上げたと同時に消防団全ての方を今言った対応ができる体制に持っていくものでございます。

○7番（清 平二議員）

対応を持っていくんじゃなくて、やはり役場の中で放送するときに私は注意してほしいと思うんですよ。ほーらい館に来てくださいじゃなくて、もし避難する方がいらっしゃったら役場にご連絡くださいという、私はしていただきたいなと思います。

平成30年ですか、台風24号が来たときも私は質問をしましたけれども、そのときもほーらい館一点張りでありました。やはりその後台風が来たときには、各学校の体育館を避難場所としたりして放送したんですけども。その台風が弱い、だからほーらい館だけということですけども、その強い弱

いというのはなかなか高齢者の方々には分からない。だから、身近にある避難所も開設してほしいです。そしたら、さっき電話して聞いた職員も、「どここの体育館が避難所に開設されていますので」と言って、本人を誘導するなり説得するなりできたと思うんですけども、やはりこの辺の対策をやっていて、基本的な対策だと思うんですよ、どうでしょうか。基本的な対策は、私はここでやっていなかったんじゃないかなと思うんですけども。

○総務課長（久保 等君）

何回も申し上げますが、今回の台風で自らそういった心配をする人は、役場のほうに避難所をどうするんですかという問合せが殺到します。今回、島に住んでいる高齢者、台風を何回も経験してこの台風の進路、勢力の情報はまた得て、そういった「避難所をどこに設定するの」という問合せもなく、避難所もゼロだったのかなと思っています。その中で、今議員がおっしゃるそういった全ての消防団を出動させる、そういうふうになると、またそこに出動経費というのがかかってくるわけでございます。それはもう町民の生命を守るために、その台風の勢力を進路をそれぞれを鑑みて、そういった対応を取らざるを得ないということに來たら対策本部を設置するわけでございますので、その際には職員から消防団全ての方に対応するように出動を要請するものでございますので、今回この台風の勢力、それから進路そのものをしたときに、このような対応を取ったほうがベストじゃないかということで対応したものでございます。

○7番（清 平二議員）

私が30年、12月議会でも台風24号の質問をしました。その台風24号の過ぎ去った後、反省点というか、今後台風が来たらこういうマニュアルを作って、こういうことをしたらいいという、そういうのあるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

避難所、前風速70m級の台風が来るとそういった予報が出たときに、体育館と東部、西部の公民館、ほーらい館、公民館、それぞれ避難所指定をして対応したわけなんですけれども、そういったことの反省点、それから去年、台風14号対策としていろいろした部分もありますので、そういったところで避難所において反省しなければならない点というのは、その上に係る意見書ということでまとめてございます。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、こういうのは職員も異動して、新しくそういう担当になったら何を自分はしたらいいのかなという手がかりが分かりませんので、台風が強いとか弱いとかじゃなくて、そういうマニュアルを作って置いて、そして直接徳之島には被害がないなというのであればそういう対策をやればいいんですけども、何かそれは総務課長1人が分かっている、職員にそういうマニュアルがないのかどうか。職員まで、担当者が変わっても、新しく担当になった方にも分かるようなマニュアルを作っているのかどうかと思います。そういうのを作っているんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。総務課長のみならず、運営それぞれ、地域防災計画に基づいて各課の役割が書いてあります。その中でも特に運営4課については、台風が来るたびにまず運営の中でどういった配置についても検討、総務課長も含めて、そういったどういった体制を構築しておけばいいか。そしてまた、その起こった後の反省点、こういったものが足りなかったんじゃないか、こういったところがよかったんじゃないかということを必ず毎回協議しております。

○7番（清 平二議員）

毎回協議しているんじゃないくて、協議したのをマニュアルとして残してあるのかどうかんですよ。

○地域福祉課長（大山 拳君）

マニュアルというのがいわゆる赤本、地域防災計画で、運営についても運営のほうでのマニュアルというのは作成してあります。

○7番（清 平二議員）

ぜひそういうマニュアルを作って、次の人に引き継いでいけるようにお願いします。台風が強いか弱いか、そのときにその域によって違ってきますので、やはり今回はこういう点が足りなかった、こういう反省点があったということをマニュアルにずっと残していったら、私はそのマニュアルを見て、伊仙町は安心安全な町につながるものと思いますので、ぜひそのようなマニュアルを作って実行していただきたいと思います。

それと、災害時、台風時のこれはいいのか悪いのか分かりませんが、6月1日18時10分「教育委員会社会教育課よりお知らせします。台風2号接近のため、6月2日は図書館と歴史民族資料館を臨時休館いたします。ご理解のほどよろしくお願いします。」という災害無線が流れています。その10分後、「徳島交流ひろばほーらい館よりお知らせします。台風2号の接近のため、6月2日金曜日の営業は温浴施設のみ利用といたします。営業時間は通常午前10時から午後10時までです。また、ほーらい館巡回バスについては、2日金曜日は運休といたします。町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。」で、その10分後、「きゅらまち観光課及びクリーンセンターよりお知らせします。台風2号接近に伴い、クリーンセンターへのごみ持込みについて6月2日は受入れを行いません。ご理解のほどよろしくお願いします。また、台風被害による被害ごみの受入れはできません。被害ごみについては、きゅらまち観光までお問合せください」と、このように10分刻みに災害無線が流れてくるんですよ。私は一個人として、何か1回流したら、台風接近のために例えば図書館、歴史民族館は休館、クリーンセンターは休館、ほーらい館はここをやっているということ、まとめて流したらいいと思うんですけども、その辺のところこの方式でいいのか、今後まとめて流すのかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

確かに言うとおりに、これを別々に放送するのかまとめてするのかというところではありますが、長い文章を読むともう途中で聞かないということもあるんですが、もう少しまとめた形で全てが理解できるような放送内容にして、1回で放送ができるようにしなければならないと考えます。

○7番（清 平二議員）

台風時の緊急な放送ですのでなるべくまとめて流し、そして1回を流すんじゃなくて、さらに繰り返し流していただいたら町民に行き渡るものと思いますので、緊急時の放送は繰り返しの放送をするように私はお願いします。

次に、3番についてお願いします。

○総務課長（久保 等君）

現在までに防災関連施設整備事業において何か所の整備がされたのかという問いであります、阿権、河内、東伊仙西、下検福、東西公民館、喜念の7か所であります。

○7番（清 平二議員）

避難施設として7か所整備してあるようですけれども、やはり人件費とかいろいろ先ほど言いましたけれども、私たち河内小島からは非常にほーらい館まで来るのが遠い。また高齢者の方々は、こうやって来るのが遠い。この防災施設を整備してあるので、今後はこういう施設に避難所として開設することができるのかどうかお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

この整備した公民館、東部、西部を除いた集落の公民館については、自主防災組織も活用した形で、近くに避難したいということも考えられますので、自主防災組織と連携を取って、対策本部を設置した際など、この自主防災組織を活用した避難所開設をしてみたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

繰り返しになりますけれども、自主防災、そういう方々と連絡をしてとありますけれども、やはり基本になるのは役場で、対策本部なり災害待機をしている方々に連絡をして、それから開設をしていく。こういうようにしてマニュアルを作って、できるものになったら私たち議員の皆さんにも配っていただきたいと思います、マニュアルを作ったら。

この7か所、防災関連施設として整備してありますけれども、これは定期的にチェックしているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

7か所の阿権、河内、東伊仙西はこの開始を行って2年程度たつわけなんです、そこについては自家発電機、そういったものが整備されていると思いますので、そのチェック。それから、この下検福、東・西公民館、喜念の箇所は去年整備したものでございますので、これからまたその管理、またそういった機械類を設置してあるところについても稼働の点検等をやってみたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

これだけ防災関連施設を整備してありますので、やはり住民がその近くで避難できるように定期的にチェックをし、安心してできるようにお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで清 平二議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月8日木曜日、午前9時30分より全員協議会、その後、最終本会議を行いますので、ご参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時05分

令和5年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和5年6月8日

令和5年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月8日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第27号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第28号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第29号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第30号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第31号 令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）請負変更契約の締結（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第7 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 発議第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 発議第3号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第12 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	総務課長補佐	佐寶永英樹君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第27号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）
- △ 日程第2 議案第28号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第3 議案第29号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第4 議案第30号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第27号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）、日程第2 議案第28号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第3 議案第29号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第4 議案第30号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について、4件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を4件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。提案理由の説明をいたします。

議案第27号は令和5年度伊仙町一般会計、議案第28号は令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第29号は令和5年度伊仙町介護保険特別会計、議案第30号は令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第27号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第27号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額68億6,538万3,000円に、歳入歳出それぞれ1億3,286万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を69億9,824万6,000円とするものであります。

予算書7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず、歳入について説明いたします。

10款地方交付税、補正前の額32億4,534万6,000円から2,755万円を減額し、32億1,779万6,000円とするものであります。

これについては、令和元年度から令和3年度において普通交付税の歳入額算定が多く計上されていたため、今回の補正予算で3,000万円の減額、特別交付税において245万円の増額を行うものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額3,369万3,000円に衛生費負担金の検診個人負担金42万円、農林水産業費負担金のかみきり虫防除剤購入費農家負担金9万8,000円、合計51万8,000円を増額し、3,421万1,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,668万8,000円に土木使用料の住宅使用料滞納繰越分8万9,000円を増額し、8,677万7,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額9億8,144万1,000円に5,722万8,000円を増額し、10億3,866万9,000円とするものであります。

主な要因として、教育費国庫負担金の学校施設環境改善交付金（危険改築）2,562万1,000円の増額、総務費国庫補助金の再編関連、訓練移転等購入金2,432万3,000円の増額、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金818万4,000円の増額、町内遺跡確認調査事業補助金100万円の減額、地方スポーツ振興補助金10万円の増額によるものであります。

15款県支出金、補正前の額5億4,576万2,000円から963万3,000円を減額し、5億3,612万9,000円とするものであります。

主な要因として、衛生費県補助金の地域自殺対策緊急強化事業補助金58万7,000円の減額、農林水産業費県補助金の地籍調査事業補助金1,024万5,000円の減額、教育費県委託金の第二面縄2期地区、才上遺跡報告書作成事業費90万円の増額、土木費県委託金の県道管理委託金20万円の増額等によるものであります。

17款寄附金、補正前の額1億1,000万1,000円に寄附金のクラウドファンディング型寄附金47万3,000円を増額し、1億1,047万4,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額2億1,793万4,000円に基金繰入金の財政調整基金繰入金6,803万8,000円の増額、ぎばらでえ伊仙応援基金繰入金活用事業ディスカバー負担金分を120万円の増額、合計6,803万8,000円を増額し、2億8,597万2,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額4,446万4,000円に総務費雑入の一般コミュニティ助成金450万円を増額し、4,896万4,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額9億8,642万8,000円に過疎対策事業債の過疎対策道路整備事業債400万円の増額、公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業債30万円の増額、学校教育施設等整備事業債の喜念小学校建設事業債2,180万円の増額、学校施設空調整備事業債1,240万円の増額、教員住宅整備事業債70万円の増額、合計3,920万円を増額し、10億2,562万8,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額68億6,538万3,000円に1億3,286万3,000円を増額し、補正後の額を69億9,824万6,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は8ページでございます。

2款総務費、補正前の額10億9,931万8,000円に3,077万7,000円を増額し、11億3,009万5,000円とするものであります。

主なものとして、総務管理費の財産管理費において、防犯カメラ資材購入費600万円の新規計上、交通安全対策費において、交通安全施設作成材料費300万円の増額、電算システム費において、各システムにおける回線使用料委託料負担金等総額119万7,000円の増額、企画費において修繕料75万円の増額、コミュニティ助成事業補助金450万円の増額、地域おこし協力隊推進事業費において企業支援補助金200万円の増額、徳之島交流ひろばほーらい館運営費848万1,000円の増額、長寿と子宝生涯活躍のまちサテライトオフィス事業において進出企業補助金の増額、伊仙町町制施行60周年記念事業において、動画・冊子制作委託132万円の増額、伝統文化と芸能の祭典補助金70万円の減額、戸籍住民基本台帳費において委託料35万9,000円の減額、システムリリース料471万9,000円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額15億8,776万円に社会福祉費の老人福祉において繰出金32万1,000円の増額等、合計29万4,000円を増額し、15億8,805万4,000円とするものであります。

4款衛生費、補正前の額6億1,551万8,000円に保健衛生費の予防費において委託料70万円の増額、健康増進事業費において健康診断委託料82万円の増額等、合計106万円を増額し、6億1,657万8,000円とするものであります。

6款農林水産業費、補正前の額7億2,702万8,000円に農業費の農業総務費において修繕料295万円の増額、園芸振興費において、食の魅力発信事業負担金120万円の増額等により合計495万円を増額し、7億3,197万8,000円とするものであります。

7款商工費、補正前の額7,066万8,000円に商工費の観光費において、旅費・需用費等112万8,000円の増額等により合計120万1,000円を増額し、7,186万9,000円とするものであります。

8款土木費、補正前の額11億1,248万3,000円に道路橋梁費の過疎対策事業費において糸木名・西犬布線工事請負費400万円の増額、住宅費の公営住宅建設費において測量設計委託料98万円の増額等により合計469万8,000円を増額し、11億1,718万1,000円とするものであります。

9款消防費、補正前の額1億5,232万3,000円に消防費の非常勤消防費において小型ポンプ購入費229万円の増額等により合計248万8,000円を増額し、1億5,481万1,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額6億2,203万8,000円に小学校費の学校管理において人件費の減額、修繕料480万円の増額、学校建築費においてネットワークシステム構築委託料400万円の増額、喜念小学校解体工事費4,500万円の増額、学校設備費において面縄小学校空調工事請負費1,700万円の増額、用地購入費100万円の増額、中学校学校施設において面縄中学校空調工事請負費900万円の増額、保健体育費の給食センター運営費において備品購入費185万1,000円の増額等により、合計8,739万5,000円を増額し、7億943万3,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額68億6,538万3,000円に1億3,286万3,000円を増額し、補正後の額を69億

9,824万6,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをご参照ください。

庁舎建設事業の継続費に変更が生じたので「第2表継続費補正」について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、補正前の額22億6,434万4,000円に令和5年度31万円を増額し、2億2,527万2,000円に令和6年度に新たに5,819万円を増額し、補正後の額を23億2,284万4,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをご参照ください。「第3表債務負担行為補正」についてご説明いたします。

事項、戸籍総合システム・ブックレスのリース料、期間、令和4年度から令和10年度までの7年間。変更前限度額2,133万1,000円、変更後限度額2,229万3,000円とするものでございます。

次に、予算書6ページをお開きください。「第4表地方債の補正」についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額3億4,390万円を3億4,790万円に改めるものであります。

(5) 公共施設等適正管理推進事業債、限度額2億5,500万円を2億5,530万円に改めるものであります。

(7) 学校教育施設等整備事業債、限度額0円を3,490万円に改めるものであります。

記載の補正前限度額合計9億8,642万8,000円を補正後限度額10億2,562万8,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその貸付条件により銀行その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することがある。

2、変更はございません。

以上、令和5年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について補足説明を終わります。ご審議賜りご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(前 徹志議員)

議案第27号について質疑を行います。

○14番(美島盛秀議員)

令和5年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について質疑をいたします。

9ページ、款13使用料及び手数料の目4土木使用料5,574万9,000円、住宅使用料の滞納分だと思えますけれども、8万9,000円だけが納められているということでもありますけれども、この5,574万9,000円、これはどのような滞納者なのか、説明をお願いいたします。

○建設課長(高橋雄三君)

ただいまの質問にお答えいたします。

西犬田布団地では8世帯分の浄化槽が設置されています。現在建設されている住宅、木造平屋2棟4戸、4世帯のため未建設の4世帯分の町営住宅共益費を町で負担する8万9,000円となっております。残りの住宅、木造平屋2棟4戸は令和6年建築予定となっております。

○14番（美島盛秀議員）

14番。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（高橋雄三君）

住宅料滞納繰越分として200万円が滞納になっております。現年度の住宅使用料として5,366万円組んでおります。

○14番（美島盛秀議員）

この5,574万9,000円の中に200万の滞納があると。これは過去に遡って現在までの滞納が200万ということですね。

理解ができないんだけど。僕が言っているのは、過去の滞納額は、いくらかと。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時30分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（高橋雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昭和58年から令和4年までの滞納で4,228万360円になっております。

○14番（美島盛秀議員）

滞納が4,200万、これは非常に額が大きいと思いますけれども、その滞納を徴収するために今年予算を200万円ぐらいしか見込んでいないと。200万円ぐらいしか徴収する見込みがないということになっていますが、やはりもう1,000万円ぐらい全部回収するという意気込みでやらないと、こういう滞納がどんどん、ほかの畑総関係も土地改良関係もあると思いますけれども、滞納分が増え

ていくと思います。この対策を今後どう考えているのか、お尋ねします。

○建設課長（高橋雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

督促状の送付、それから夜間徴収等を実施して徴収率を上げていきたいと思っています。

○14番（美島盛秀議員）

毎回毎回、毎年、「夜間徴収とか徴収率を上げる」と答弁をもらうわけなんですけれども、これは滞納分、古い住宅ですけれども、ここ最近、建設が非常に住宅が多く工事が行われております。

ここ4、5年の間で新しい住宅、新築された住宅の滞納が幾らぐらいあるか、分かっている数字でお願いいたします。

○建設課長（高橋雄三君）

すみません。現在、手持ちの資料に資料がございませんので、後ほどお答えいたしたいと思えます。

○14番（美島盛秀議員）

資料が手元にないということではありますが、やはり新築されている住宅についても私はかなりの滞納があるのではないかと考えておりますけれども、後もってその滞納額を休憩を挟んでお答えを頂きたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

それと、この滞納が増えることにつながる条件、あるいは、これからどンドンどンドン住宅をつくっていと。昨日の一般質問の中にも住宅建設の話がありました。こういうふうにして住宅を建設することは必要だと思えますけれども、また次々と滞納が出て、滞納額が増えていくと町の財政事情が苦しくなってくるということにつながりかねないんですけれども、そういう今後の住宅建設における使用料の徴収、この対応等を町長はどのように考えているか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この4,200万超の過去の滞納であります。もう既にお亡くなりになられた方、それから、引越しをされて行方が分からないというところも原因であります。これをそのまま滞納している人を放置しているということも滞納額が増える原因になりますので、今後、保証人等にも強く催促をしていかなければならないと考えております。

また、今、新しくつくった住宅については、そのような保証人等もしっかりとして町に在籍する方を中心に保証人をつけるなど、対応を取ってまいりたいと思えます。また、この滞納が残るといけないというわけですので、今後、住宅の管理等の仕方も見直さなければならぬと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

答弁としては、そういう答弁しか私はできないと思うんですけれども、具体的にしっかりとした対策、対応を取って、文書化をして、そして、厳しくそういう住宅に入られる方の身辺調査という

んですか、払えるだけの能力があるのか、それだけの所得があるのか、そういうこと等もきちんと調査をして行政側として対応していただきたい。そうしないと、まともに住宅料を払っている、あるいは、その他の税金等を払っている正直者がばかを見るという、このような状態が伊仙町では続いているのではないかなという思いがいたしますので、ぜひそういう厳しい処置等を今後検討していただきたいと思います。

それから、その下の款14国庫出資金目1総務費国庫補助金の2,432万3,000円の再編関連訓練移転等交付金というのがありますが、これについて説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この交付金については合同訓練の際の交付金でございます。

○14番（美島盛秀議員）

そのことは十分私も分かってはいるんですよ。義名山の運動公園にオスプレイが着陸したということ等なんですけれども、そういうことを事前に町民に知らしめて、訓練として義名山運動公園を使用させるよと。しますよと。そして、町民の、例えば、ゲートボールをやりたいと言っていたからね。ゲートボールをやりたいけれども訓練でできなかったという苦情等もあるんですよ。そういう町民サービスへのことが全くなされていない。あまりにも勝手過ぎる。そういうこと等を含めて今後もこういうことはあると思います。

これは訓練に使用された期間等、そういう約束書みたいな、そういうのがありますか。

○総務課長（久保 等君）

この訓練のときの住民周知については、行ってはいるものの、周知不足があったと考えております。それについて、施設等に損害があった場合はまたそれを協議して修復を行うということで協議をしているところであります。

○14番（美島盛秀議員）

協議をしているところじゃなくて、私は、今、この前の訓練に使われたその件に関してそういう計画あるいは自衛隊、防衛省との期間とか、そういう決定した資料等があるのですかと聞いているんです。

○総務課長（久保 等君）

訓練に関する期間等については、前もって協議をしている資料がございますので、また、今後、夏以降に訓練されるということでも協議をして、そういった、いつからいつまでという協議をしてある資料がございます。

○14番（美島盛秀議員）

そういう資料等はあってももちろんだと思いますけれども、この予算、2,432万3,000円。これは一般財源化されてどういうものに使用するか、どういう事業に使う予定なのか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

当交付金については使用目的等が決まっていますので、その使用目的に沿った形の事業を展開していくものでございます。

今回、代表的なものとしては、防犯カメラ設置、それから、給食センターの自動車購入、備品購入というものに充ててございます。ほかにまた子育て支援とかそういったものにも適用するということでもありますので、その使用目的にあった事業をこの交付金で行うということでございます。

○14番（美島盛秀議員）

分かりました。2,000万余りの大きな額ですので、この予算が町民に十分理解されて、そして、住民サービスに結びつける事業に使っていただきたいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（大河善市議員）

令和5年度一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

10ページ、歳入で節3地籍調査補助金、当初予算で1,429万5,000円が予算化されていましたが、これを見ますと1,024万5,000円が歳入では減額され、18ページ、歳出で減額された分が一般財源から充てて、事業についてはそのまま3,068万3,000円そのままになっておりますが、聞きたいのは、県からの助成金はどうして1,024万5,000円も減額されたかをお尋ねします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問でお答えします。

これは、補助金交付決定通知により減額しているものでございます。伊仙町のみならず、他の市町村も減額されているということを知っておりますので、これは徳之島のみならず県下全域で、全国的に減額になっているかと思えます。

○3番（大河善市議員）

それについては分かりませんが、3,000万の大きな事業をする中で、県の補助金申請を1,400万ほどされて、実際には400万ぐらいしか県からこの事業に対しての補助金が来ないと。これについては、毎年同じような申請をして、県からの補助金も同じような推移で動いているのかをお尋ねしたいと思います。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

毎年、地籍調査に入る面積です。面積に対して補助金を要求しているところでございます。今回、このような形で大きく減額されたのは、私が耕地課に来て初めてだと思います。初めてです。

○3番（大河善市議員）

分かりましたが、この計画をされたのが何か所かあると思いますが、計画時点では何か所を計画して予算化したかをお尋ねします。

○耕地課長（稲田良和君）

当初予定とおり、面縄、目手久、喜念の一部、古里を予定しておりましたが、予算も一般財源を充てているので、当初の予定どおり、地籍を調査することになっております。

○3番（大河善市議員）

今、おっしゃった箇所ですべて一般財源で、今、おっしゃったところを全部やるということであるのか、また、補助金が来ない分、場所を何か所かに絞って実施するのかをお尋ねしたいと思います。

○耕地課長（稲田良和君）

質問にお答えします。

町の事業等に関連するところを優先的にしまして、去年から続いている喜念地区等も継続してする予定でございます。

○3番（大河善市議員）

はい。分かりました。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

○8番（岡林剛也議員）

令和5年度一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

予算書4ページの継続費、補正ですけれども、当初18億だった建設予算が今回の補正で23億になっていますけれども、今まで何回補正を行いましたか。

○総務課長（久保 等君）

今回、この継続費補正に上げるのは2回目でございます。

○8番（岡林剛也議員）

令和6年度に5,800万となっておりますが、この理由をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

この令和5年度において、今、1期工事を行っているところでありますが、2期工事分の発注を行い、その終了後の令和6年度において外構工事を発注する分の5,819万円でございます。また、この継続費においては令和2年度から始まっているわけでございますが、この終了期間をいつまでしなければならないという期間はないわけなんです、この令和6年度までかかる事業についてその年に発注するものがなければならないという決まりがございますので、この令和6年度において外構部分をこの5,819万円を発注するという予定でございます。

○8番（岡林剛也議員）

22億6,000万円だったのが支払いをすると外構の分が5,800万円足りなくなるということで、この継続費、来年度の5,800万円ということでいいですか。

○総務課長（久保 等君）

この補正の額が5,850万円、この令和6年度の発注分と似た金額になるんですが、この5,850万の補正については2期工事分の物価高騰による計算をして、全体的な補正でありまして、令和6年度に発注する分が足りなくなったということでは。高騰分の補正をかけているわけですので、この分だけで補正をかけたということではございません。

○8番（岡林剛也議員）

令和6年度に外構工事の5,800万円という説明でしたが、では、この5,800万で外構はそれ以内で終わるといことですか。

○総務課長（久保 等君）

今、現庁舎を解体し2期工事を行うわけなんですけど、その2期工事から県道部分に関しての外構でありまして、この5,819万でこの外構は終了するという計算であります。

○8番（岡林剛也議員）

では、もう今回の補正で最後とっていいですか。

○総務課長（久保 等君）

2期工事分を発注するために2年前設計したものを、今回、4月の価格、物価が高騰した分を計算し、発注に向けて、今、事務をしているところですので、今回、この補正が最後でございます。

○8番（岡林剛也議員）

もう当初からこれで5億円ぐらいですか。上がっているの、もうこれ以上、町民の負担になるような費用はかけないで、きちんと立派な庁舎をつくってほしいと思います。

続きまして、11ページ。すみません。10ページです。

この寄附金のクラウドファンディング型寄附金47万3,000円とありますが、これの説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木雄太君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、犬田布岬の慰霊塔のクラウドファンディング型の寄附金で、歳出のほうの19ページ、款7商工費2観光費の中のクラウドファンディングのPR用に活用する印刷代とか事務費等分を今回の歳入の方に計上させていただきました。

○8番（岡林剛也議員）

ということは、これは今入ってきた寄附金とはまた別ということですか。

○きゅらまち観光課長（上木雄太君）

はい。そうです。

○8番（岡林剛也議員）

分かりました。

その下の財政調整基金繰入金6,683万8,000円とありますけれども、今現在の基金残高をお伺いし

ます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この残高については、令和5年6月1日時点の残高でございますが、8億4,137万8,000円でございます。

○8番（岡林剛也議員）

分かりました。

続きまして、予算書13ページの地域おこし協力隊推進事業費の地域おこし協力隊企業支援補助金200万円の説明をお願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

地域おこし協力隊企業支援補助金200万円につきましては、今現在、退任はされているんですけども、2名の地域おこし協力隊のOBがいらっしゃいます。退任から1年以内に町内を拠点として起業する際に自治体のほうから1人100万円を上限にして、これは1回限り支給されるものとなっております。

○8番（岡林剛也議員）

どういった内容の起業でしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

起業内容につきましては一概にこれということはありませんが、基本的に原則としては、町内の起業をして持ち得るノウハウを駆使して、それを起業して経済的な効果、ましてや、地域おこしに寄与する者ということでしておりますので、その中で、今現在、その2名の対象者というのは、1名はとくのしまコーヒーと一緒にタイアップした中でいろいろと地域の資源を活用した中で付加価値をつけてPRをしていきたいということ。もう1名についてはほーらい館ですとスポーツインストラクターのほうで勤務されていた方なんですけれども、その方については、今のところ申入れはあるんですけども計画書のほうをまだ提出されておられませんので、今回、この200万の予算措置をした後に両者ともに計画書を提出していただき、その内容を加味した中で交付するかどうかという判断をしていきたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

コーヒーの販売というのは分かるんですけども、ウォーキングですか、ほーらい館の。それは、一体、別に営利目的などというのではなくて、ただPRをしてくれる会社をつくるということですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

インストラクターですので健康づくりに関することだったり、いろいろと起業する目的があるんですけども、現時点でまだ当事者からの具体的な計画が上がってきておりません。

ただ、これまでの地域おこし協力隊として活動してきた実績を踏まえて、それが一つの肝になって起業していきたいという意向があれば、それを自治体としては尊重して補助金交付をする方向でやらないといけない要綱になっておりますので、それについては、現時点で明確なお答えができかねます。

○8番（岡林剛也議員）

それは100万円ずつですけれども、きっちりとした計画書を検討してしっかりと支給していただきたいと思います。

最後に、補正1号で子育て世帯に対する生活支援給付金児童1人5万円というのが専決処分で承認されましたが、それとは別に価格高騰緊急支援給付金、非課税世帯、1世帯当たり3万円を支給するとニュースなどでなっていましたけれども、それがこの予算書に出てくるかと思ったら出てきていないんです。3月26日ぐらいですか、閣議決定されて通知とかは来ていると思うんですけれども、それについては今どうなっているのでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、岡林議員がおっしゃるとおり、低所得者向け、そして、電力・ガス・食品等価格高騰重点支援交付金ということで国のほうから3月29日付で通知を頂いております。その中で、今回、補正予算に反映されておきませんが、現時点で町としてはその取りまとめを行っております。

まず、低所得者世帯向けにつきましては、国から1人当たり3万円程度を目安とするということで話が聞いておりますが、あくまでも今回の交付金については、町としての、自治体としての判断に委ねるという方向性になっておりますので、これにつきまして町で取りまとめをした上で、今後、事業申請をし、それに当たって補正予算として反映させていただくことを、今、予定にしております。

○8番（岡林剛也議員）

今から取りまとめをするということですが、私が聞いたうちには1世帯3万円と聞いたんですけど、1人3万円ですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

世帯ごとということで来ています。

申し訳ないです。単位については修正させていただきます。

今、言われた3万円というのが数字的なもので先走りしてはいますけれども、それについてもあくまでも自治体の判断で金額的なものが最終的に決められますので、あくまでも国は3万円を目安にしてという話でありますので、そこについてはまた財政当局と協議をしながらまた決めていきたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

早ければ大体何月ぐらいに給付ができるとお考えですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

申請時期なんですけれども、今、取りまとめをしているところなんです、この締切りが9月までとなっております。その中で締切りをし、また、国からある程度内示がいただけたら、その中でまたスケジュールが明確になってくるものと承知しております。

○8番（岡林剛也議員）

計画ができれば速やかに支給されるようお願いして終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑はございませんか。

○5番（牧本和英議員）

令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

13ページの日13徳之島交流ひろばほーらい館、国県支出金848万1,000円を今回組まれているんですが、これは国県支出金でいいんですかね。繰出金。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時18分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

牧本議員の質問にお答えします。

12ページをお開きください。その中で、財産管理費の防犯カメラ資材購入費600万円というのがこの事業を申請する際の理由であります、住民の生活の安全の向上に関する事業ということがこの要件の中にありまして、そこで防犯カメラ設置の600万円、その下の交通安全対策費300万円がありますが、交通の発達・改善に関する事業ということでカーブミラー、ガードレール等を設置するための資材購入費の300万円。

13ページ、徳之島交流ひろばほーらい館運営費。この中で、これも住民の生活の安全の向上に資する事業ということでほーらい館をつくった当時のシステムであります15年が経過し、このシステムに不具合が出ているということでシステムの改修に848万1,000円。

20ページ道路維持費の302万2,000円でございますが、これも住民の生活の安全の向上に関する事業で、下検福・目手久線、東面縄線の工事の一部に302万2,000円を充当しているものでございます。

21ページ、消防費の非常勤消防費の中の229万円が防災に関する事業ということで、消防車に備えている小型ポンプが故障して動かないということで、この購入費に229万円を充当してございます。

25ページ、給食センター運営費の中の153万円、教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業ということで、教育に関するこの備品購入でございます。これは幼稚園生の給食無償化に向けた備品の購入でございます。

先ほど美島議員からありました質問の中で、私が全ての事業内容と金額を説明すればよかったです、この6点について合計が2,432万3,000円ということでございます。

○5番（牧本和英議員）

説明は分かりましたが、聞いてみますとこのほーらい館以外のものは補正予算内のあれだと思えますが、このほーらい館が一般会計、特別会計にも当たっているし、これは町民全てが利用している、増進のためには必要だと思いますが、どうにか。どうにかというか、これでいいのかなど。今後もうこういうふうにしていくものか。持っていける予算があったらこういうふうにしていくのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

この交付金の使い道の目的に沿った形で今回挙げてございます。このほーらい館のシステムについては、この交付金で充てなければ単費のことになるのですが、この交付金を当てることによってこの一般財源が浮くわけでありますので、また、ほかの事業等、そういったものに活用できますので、これは毎年発生するものではなく、システムの回収を今年度にしたらまた10年程度使えるということでございますので、今回、この使用目的で申請したものでございます。

○5番（牧本和英議員）

分かりました。そうしたら、17ページ、農業水産事業費で目4節10の295万円、修繕料についてご説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

この修繕料に関しましては、特産品加工工場の圧搾装置の修繕、また、エアコンの修繕等を計画しております。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

○10番（永田 誠議員）

令和5年度一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

22ページ、款10教育費項2小学校目11学校建築費節14工事請負費の4,500万の喜念小解体なんですけれども、これはいつ頃から入る予定ですか。

○教委総務課長（町本勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、新校舎の建築工事が進んでおりますが、新校舎完成後、喜念小学校の引っ越し作業を終えた後に解体工事については入っていくというふうに考えております。

○10番（永田 誠議員）

新校舎の完成によって解体工事が進めるということですが、この新校舎が完成するのはいつでしょうか。

○教委総務課長（町本勝也君）

現在、当初工期を10月31日として工事が進んでおりますので、そちらを基準として、現在、進捗を図っている状況です。

ただし、天候不順等、また、機材の搬入の遅れなどといったものが出た場合には若干の遅れが出る可能性もございます。ただ、工期としては今のところはまだ10月31日ということで延長等は出ておりません。

○10番（永田 誠議員）

今のところ、延長が出ていないということなんですけれども、喜念小学校は120周年記念式典が控えておまして、新校舎と古い校舎を並べてそういう計画をしようかなと思っていて、当初は令和6年度に解体の予算が出るという説明でありまして、これは町で決めて、今年、解体を決めたのか、お伺いします。

○教委総務課長（町本勝也君）

現在、喜念小学校の新增改築工事が進んでいるわけですが、県のほうに確認したところ、解体工事をこの令和5年度中で終わることが今回の補助事業の完了の必須条件ということで指導がありましたので、国の補助金を活用した中で本年度中に解体を進めていく必要があるということで判断をしております。

○10番（永田 誠議員）

本年度中に来年3月までに解体が終わるということによろしいでしょうか。あと、たしか喜念幼稚園の跡地も前の議会では解体の予定に入っていると聞きましたが、これもここに入っているのかお伺いします。

○教委総務課長（町本勝也君）

はい。議員のご指摘のとおりでございます。幼稚園の跡地についても解体の範囲として含まれております。

○10番（永田 誠議員）

今年で新築から解体までということですが、それが終わればグラウンドの整備が入ってくると思います。そのグラウンド整備はどのような状況になっていますか。

○教委総務課長（町本勝也君）

グラウンドの改修につきましては、令和6年度に実施設計を入れまして、工事も令和6年度中に行っていくということで現在計画を立てております。

補助金につきましても、現在、国の要望調査で教育委員会のほうから申請を上げている状況でございます。

○10番（永田 誠議員）

令和6年度に設計が入るということによろしいですか。

それはまた何か月ぐらいかかるのかお伺いします。

○教委総務課長（町本勝也君）

グラウンドの改修につきましては、現段階では基本設計等がまだ入っておりませんので、明確にいつ頃に完成するということはなかなかお示しができない状況です。設計が進む中で、ある程度、工期等も含めてお示しができる状態になった際にはまた議会のほうに報告をしていきたいと考えております。

○10番（永田 誠議員）

そうですね。喜念小学校、去年から学校の建築が始まって、運動会も、この間、6月3日の日に体育館で終わったんですよね。子どもたちもなかなか外で遊ぶ機会とか運動する機会が全く1年以上ないということなのでなるべく早急な対応をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

○7番（清 平二議員）

令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

9ページ、分担金及び負担金2負担金1節保健衛生費、今頃になってから個人負担金の42万円というのが出ています。また、16ページに健康審査委託料82万円となっています。これは新たに今からどういう検診をするのか、詳しい説明をお願いします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、肺がんCT、以前、清議員からもありました。また、ほかの町民の方からも何名かご意見を頂いて、肺がんCTのほうを助成できないかということで、今回、1人当たり4,000円の助成ということです。検診が8,200円かかるんですけれども、16ページの歳出の82万円については肺がんCTの受診料「8,200掛ける100名」で計上してございます。そのうちの自己負担分42万円を歳入として組んであるところでございます。

○7番（清 平二議員）

このように私は前々から肺がんCT8,000円余りまで個人負担させないで、してくれということをお願いしてありましたが、やっとご理解されたなと思います。

今後もこのようにして毎年補助をして、がんが早く見つかるよう、そして、住民が受けやすい検診料のできるようにしていただきたいと思いますが、今後もこれが続けられるのかどうかお尋ねします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

はい。今後もこういった助成を継続して、多くの方に肺がんCT等を。ほかの検診もあるんです

が、多くの方に受診していただいて、早期発見につながればと考えております。

○7番（清 平二議員）

今、伊仙町の若い人は早世と言われていています。長寿じゃなくて、40代50代で亡くなる人が、早世が多いと言われていていますので、今後、やはり女性の検診とかあるいは男性の前立腺検診、P S A検査ですか。このP S A検査なんかは厚生連の検診を受けたときに、基本検診を受けたときにチェックするだけで検査ができる。そして、早期にできるということだと思いますが、町長、そういう理解でよろしいでしょうか。

○町長（大久保明君）

肺がんC Tは絶対的に必要だと思います。レントゲンでは骨と重なっている部分とか心臓と重なっている部分などで初期の段階で分からないことが非常に多いので、肺がんC Tがもうこれがルーティンになっていくと思いますので。検診車の問題等でなかなか島ではできないんですけども、これは県の協議会に私は入っていますので、ずっと肺がんC Tを訴えてまいりました。

しかし、先生方は、いや、まだまだ単純レントゲンのほうでやるしかないという話でしたので、今後、町が助成してやるということは必要だと思います。

レントゲンで一番良くないことは、異常ないと言われて、しかし、それはC Tで見たら分かるんだけど骨と重なって分からないということはよくあるわけですから。その人はそれから何年かして肺がんがいろいろと転移して見つかったら、もうそれは、ある意味、その検査自体が罪なことにもなるわけですから、そういうことは絶対に防がなければならないと思っています。

今後、肺がんのC Tと。私が最近ずっと職員にも言っているのは、議員の方々も注意しないといけないのは、くも膜下出血というのは家族性がありますので、若い人がこの20年間でも、職員でも3人ほど若い職員がくも膜下出血で亡くなっています。これは、脳のMR Iを撮れば必ずその動脈瘤はわかりますので、それも遺伝性がありますので、例えば、兄弟の方、親族の方でくも膜下出血であった方は、これは必ず20代からMR Iないしは血管造影などでやっておけば、くも膜下出血は出血したら3割の方は意識がなくなり死亡します。3分の1は、0.333で助かる3分の1は後遺症もなく助かるという、極めて恐ろしい病気ですから。脳ドックで家系、親族でくも膜下出血で亡くなった方がいる方は全員、若い頃から受けるべきだと思います。

話はちょっとそれましたけれども肺がんC Tは今度、今、清さんが言ってやっとならぬ助成ということですが、これは若い方々も含めて、全員、やはり3年に1回ぐらいは撮らないといけないと思っていますので、今後、町においてそのことを財政とも協議しながらやっていかなければなりません。

早世が多いというのは、これはくも膜下出血だけではなくて、若い方々が糖尿病で感染して感染病で弱くなって寿命を縮めていくとか、そういうことが、栄養過多ということが最大の要因でありますので、自分は血圧が高いけれどもどうもないとかいう方が一番危ないと思いますので、その辺も含めて、やはり健康には留意していくということと、体調管理、コレステロールを上げないとか

血圧をコントロールするとか、そういうことは一人一人の自覚に関わっていると思いますので、そのことをまた喚起していきたいと。

伊仙町では、確かに以前のような長寿ではございません。平均余命に関しては80代まで元気で頑張った人の平均余命は圧倒的にまだまだ長い状況ですので、また、昔の先輩方が体調を管理して農業をしながら体を鍛えて粗食でいったときの世界は、それが真の長寿の町であるわけですから、その辺も含めて、今後とも子どものときからそういう体を健康に維持するような教育も、また、これは教育長とも話をして、いろいろな疾病があります。我々が知らなかった発達障害とかいろんな問題も解決していけるように今後ともご指導をお願いしたいと思います。

○7番（清 平二議員）

本当に肺がんCT、去年までは8,300円ですか。これだけでやっては受診する方が少なかったと思いますけれども、今回4,000円の助成が出たということで、これを100人を目標にしているみたいですが、この目標を100人以上の受診をして実施していただきたいと。

それと、先ほど私が言う早世が多いと。こういう若い方々が健康に関心を持つためにもやはり節目検診を。2年あるいは3年に1回の節目検診をして、その節目検診のときにクーポン券を出して受診を進めるということをぜひ進めてほしいと思います。肺がん検診で町から40万ですか。そんなに高い額じゃない。ほかの検診に出してもそんなにまで500万、600万まで上がる予算じゃないと思いますので、ぜひそういう予算を健康づくりにしていただきたいと思います。

それと、私は前からたばこ税のお話をしていますけれども、ぜひ愛煙家の皆さんにこの場を借りまして町内でたばこを買ってくださいと。そうしたら町の方にたばこ税が多く入ってきます。そういう宣伝も、ぜひ当局、執行部もなって、たばこを吸うんじゃなくて、愛煙家の皆さんに町内で買ってくださいというPRもしていただけるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

○建設課長（高橋雄三君）

先ほど美島議員の新しい住宅で滞納はないかとの質問にお答えいたします。

新しい団地としまして、喜念団地、西犬田布団地、崎原団地、目手久団地があります。その中で、喜念団地、喜念校区木造平屋2棟6戸、令和4年3月に完成している住宅です。

ごめんなさい。平成28年から入居開始をいたしております。その中で、滞納者が1名存在しております。

西犬田布団地、犬田布校区。令和4年7月に完成している住宅で令和4年9月に入居開始をしております。その中で約1名の滞納者が存在いたします。

崎原団地、令和4年9月に完成しており、令和4年11月に入居開始をしております。ここは滞納者なしになっております。

目手久団地、平成30年度から入居開始をしており、1名の滞納者が存在しております。滞納額と

して合計63万6,000円となっております。

○14番（美島盛秀議員）

今、説明があったとおり、資料を頂いておりますけれども、これについては団地が4か所、糸木名や河地、あるいは犬田布団地、木之香団地、これも恐らくあるんじゃないかなと思います。そうしますともう相当の額になると思いますけれども、西犬田布団地などは令和4年8月、去年ですよ。その入った翌月から払っていない、そういう人もいます。ぜひこういうことを皆様十分承知した上で滞納の徴収に努めていただきたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第27号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。午後1時から再開をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

議案第28号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額10億5,904万6,000円に歳入歳出それぞれ71万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億5,833万2,000円とするものです。

歳入について予算書3ページをお開きください。

6款県支出金において補正前の額8億4,432万2,000円から130万6,000円を減額し、補正後の額を8億4,301万6,000円とするものであります。

10款繰入金において補正前の額1億1,554万9,000円に59万2,000円を増額し、補正後の額を1億1,614万1,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額10億5,904万6,000円から71万4,000円を減額し、補正後の歳入合計を10億5,833万2,000円とするものであります。

歳出につきまして、6ページをお願いします。

6款1項2目保健指導事業費については、主に会計年度任用職員の分の減額となっております。

その下の6款2項1目特定健康審査等事業費については、主に12節委託料の特定保健指導業務委託料158万3,000円の増額によるものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第28号について質疑を行います。

○7番（清 平二議員）

6ページ、款6項1保健指導事業が248万9,000円減額となっているんですけども、年度が始まったばかりでこんなにまで少なくなるということは、もうこの事業はしないということですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

当初の段階で1名を4月から予定していたんですけども、3月で退職されまして4月から更新されなかったので会計年度1名分を減額しているところでございます。

12節委託料の糖尿病重症化予防委託料に関して、今年度に関しては実施しないということでございます。

○7番（清 平二議員）

先ほどは検診が良くなったと言って今度は糖尿病の年間委託料が少なくなっているんですけども、こういうことを指導してはじめて国保会計などというものが減額になってくると思うんです。その委託料の減額。そこで、糖尿病委託料の減額。下の特定保健指導業務委託料はプラスになっています。その辺の原因というか、そういう相関関係が何か分かれれば教えていただきたい。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

先ほど答弁したように、1名、会計年度のほうで実施する予定だったんですけども、その方が更新しないで、今年度に関しては1名減で4月から進めている中でこの糖尿病重症化に関しては今年度は実施しない。また、来年に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

○7番（清 平二議員）

これは、パートタイムの任用職員、栄養士の減が主ですけれども、やはりこういうのは減をするとかいうのはもうちょっと募集とかいろいろかけてした方がよかったんじゃないでしょうか。当初予算に出てきて6月ですぐ減額というのは何かこの予算の計画性が足りない。募集もかけないでやるということは。ほかにもこういう方が、栄養士が要るのではないかなと。やはり募集してこういう重症化を防ぐ努力はしてほしいと思います。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

今後、募集等をかけて実施する方向で進めていきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

募集をかけてやるということですが、では、また今度は募集が行ったらまた増額予算が出てくるということですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

今年度は実施しないんですが、来年度に向けて進めていきたいと思います、この糖尿病重症化予防の件に関してはです。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第28号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第29号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第29号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額 8 億 7,793 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 81 万円増額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 7,874 万 6,000 円とするものです。

歳入について 5 ページをお開きください。

2 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は歳出予算 2 款 2 項 6 目 18 節介護予防住宅改修 50 万円の増額に伴う国庫負担割合分として 10 万円を増額するものです。

2 款国庫支出金 2 項 1 目調整交付金は歳出予算 3 款地域支援事業費 2 項 1 目 11 節役務費 6 万円の増額に伴う調整交付金負担割合分及び保険料負担割合分、端数調整額の合計 1 万 6,000 円と歳出予算 2 款保険給付費 2 項 6 目 18 節介護予防住宅改修費 50 万円の増額に伴う調整交付金負担割合分及び保険料負担割合分、端数調整の合計 13 万 9,000 円。合わせて 15 万 5,000 円増額するものです。

2 款 2 項 3 目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業も地域支援事業費 6 万円の増額に伴う国庫負担割合分 1 万 2,000 円増額しております。

3 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金、介護予防住宅改修費の増額に伴い、支払基金負担割合分 13 万 5,000 円増額しております。

3 款 1 項 2 目地域支援事業支援交付金、地域支援事業費増額に伴う負担割合分 1 万 6,000 円増額しております。

4 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、住宅改修費の増額に伴う県の負担割合分 6 万 3,000 円の増額となっております。予算書 6 ページになります。

4 款 2 項 2 目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業、地域支援事業費の増額に伴う負担割合分 8,000 円の増額。5 款繰入金 1 項 1 目介護給付繰入金、住宅改修費の増額に伴う町負担割合分 6 万 3,000 円の増額、5 款 1 項 2 目地域支援事業繰入金、地域支援事業費の増額に伴う町負担割合分 8,000 円の増額、5 款 1 項 4 目その他繰入金は歳出予算 1 款 1 項 1 目 17 節備品購入に係る予算として 25 万円増額しております。

次に、歳出について説明いたします。7 ページになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費について、補正前の額 222 万 2,000 円から 25 万円増額し、補正後の額を 247 万 2,000 円とするものです。歳入予算の 5 款 1 項 4 目で計上した保守期限終了に伴うパソコンの備品購入とするもので、パソコン端末 17 万 8,000 円、5 年間の保守料として 4 万 2,000 円、セットアップ費用として 3 万円の合計 25 万円を計上しております。

2 款保険給付費 2 項 6 目介護予防住宅改修費、5 月時点の歳出実績から 50 万円増額し、補正後の額を 105 万円とするものです。

3 款地域支援事業費 2 項 1 目一般介護予防事業費は介護予防教室に係る損害賠償保険料で 6 万円増額し、補正後の額を 1,051 万円としております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第29号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第29号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第30号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

議案第30号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億2,806万1,000円に歳入歳出それぞれ848万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,654万2,000円とするものです。

歳入について予算書3ページをお開きください。

2款繰入金において、補正前の額6,786万9,000円に848万1,000円を増額し、補正後の額を7,635万円とするものであります。

運営繰入金848万1,000円を増額であります。

歳入合計、補正前の額1億2,806万1,000円に848万1,000円を増額し、補正後の歳入合計を1億3,654万2,000円とするものであります。

歳出につきまして、6ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費8節旅費については、会計年度任用職員の通勤費用弁償の増額であります。

12節委託料823万円については、一般会計のほうで総務課長が少し説明いたしましたが、システムの更新委託料になります。

こちらは開館当初から使っている機器システムになりまして、かなり古く、支障が出ているところでございます。それに伴い、施設運営健康管理コンピュータシステムその一式をバージョンアップするものでございます。

中身といたしまして、ハードウェアのコンピュータ機器、測定機器の入替え、ソフトウェアの施設運営管理業務、施設利用管理業務、会費管理業務、売上管理業務、教室管理業務、健康管理業務、体力測定システム、運動指導システム、各システムのバージョンアップをするものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料についてはAEDのリース料になります。

次に、18節負担金補助及び交付金については、県水泳連盟の登録料になります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第30号について質疑を行います。

○8番（岡林剛也議員）

徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

今の6ページの12委託料です。運転管理業務委託料、これが47万1,000円減額になっていますが、これは幾らで委託をしたということでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問ですが、今、ちょっと手元に資料がないんですが後もって報告しますが、その執行残分を47万1,000円減額しているところでございます。

契約金額に関しては後ほど報告できます。

○8番（岡林剛也議員）

運転管理業務というのは一体どういったものでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ほーらい館自体の地下のポンプであったり、全てにおける運転を今行っている毎月の使用が必要であったりもするんですが、そういった部分の全てを運営を委託しているところでございます。

○8番（岡林剛也議員）

分かりました。

その下の館内清掃委託料10万1,000円、これは今回が初めての委託ですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

こちらは当初予算で計上していたんですが、毎週月曜日に清掃を委託しているんですが、これを日曜日も委託していく。その分、不足した部分を10万1,000円計上してございます。

○8番（岡林剛也議員）

一般会計からの繰出しが多過ぎると言われているんですけども、こういうところを職員が自分で掃除とかできないものでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ほーらい館のほうの風呂、温浴施設であったりそういったところの掃除を委託しているんですが、職員のほうでは館内のロビーであったりトイレであったり、各役割を分けて掃除はしているところでございます。

○8番（岡林剛也議員）

だから、そういう風呂とかも職員でできないものではないでしょうかと言っているんですけども。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

そちらについては、今、ほーらい館のスタッフ1名、月曜日は休館になるんですが、その日に出てもらって1名に関してはやってもらっているところでございます。

○8番（岡林剛也議員）

できることから経費削減に努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（牧本和英議員）

先ほども一般会計で質疑をしたんですが、一般会計では国県支出金で今回この一般財源支出金としてやるということによろしいのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど質疑にありました歳入で2,432万3,000円の交付金の歳入がありましたが、それが全ての合計で一般財源の方に入るわけなんです、その中からほーらい館へ繰出しということでそれはこの表記で間違いございません。

○5番（牧本和英議員）

分かりました。

そして、今、節12システム更新委託料860万円、こういうのはもう当初では分からないんですかね、こういうシステム更新をするというのは。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

以前からいろんな支障が出ていた中で見積りを取っている段階で当初には間に合わなかったので、3月頃だったと思いますけど、その見積りが来て今回の補正で上げることになりました。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第30号、令和5年度徳之島徳島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第31号 令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）請負変更契約の締結

○議長（前 徹志議員）

日程第5 議案第31号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第31号は令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）請負変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第31号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

では、議案第31号について補足説明をいたします。

工事名、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）、工事場所、大島郡伊仙町伊仙1842番地、変更契約増額277万9,000円、変更後契約額7,552万2,000円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙字ウンゼ194番地の9、久保建設工業株式会社、代表取締役、久保武二であります。

この変更額の277万9,000円については、路盤、表層において工材等の価格高騰による平米700円程度の増額があったための変更でございます。

○議長（前 徹志議員）

議案第31号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）請負変更契約の締結を採決します。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第31号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）請負変更契約の締結は可決することに決定しました。

△ 日程第6 陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

△ 日程第7 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（前 徹志議員）

日程第6 陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、日程第7 陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての2件を一括して議題いたします。

総務文教構成常任委員長より2件一括して報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（佐田 元議員）

陳情審査の結果について報告いたします。

去る6月6日、本会議後、議会委員会室において、委員7名、事務局2名出席の下、陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について並びに陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを審査いたしました。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など、ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から複式学級の解消は極めて重要な課題です。

これらのことから、ゆたかな子どもたちの学びを保障するため、教職員定数の改善、そして、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げは不可欠との結論に達しました。

よって、陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について並びに陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情については採択されるべきものと決定し、議員発議として意見書を関係省庁へ送付されるよう報告いたします。

令和5年6月8日、総務文教厚生常任委員長、佐田 元。

○議長（前 徹志議員）

これから、陳情第7号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第7号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情については採択するものと決定いたしました。

次に、陳情第8号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第8号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情については採択するものと決定いたしました。

△ 日程第8 発議第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

△ 日程第9 発議第3号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第8 発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書、日程第9 発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の2件を一括して議題といたします。

提出者より意見書について2件一括して提案理由の説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（佐田 元議員）

発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について並びに陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてに関し、皆様のお手元にお配りしてあります意見書を地方自治法第99条の規定に基づき関係する各省庁へ意見書を送付されますよう求めるものであります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決します。
お諮りします。発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

お諮りします。発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第2号並びに発議第3号については地方知事法自治法第99条の規定により本日付で関係各省庁へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

△ 日程第10 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第10 発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提出者より意見書について提案理由の説明を求めます。

○経済建設常任委員長（樺山 一議員）

発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について提案理由の説明をいたします。

伊仙町の土地保有面積の約25%を占める森林において、森林の有する水資源及び国土保全などの

多面的機能を維持し、再生林を含めた林業政策を強引に推進する必要があることから、令和元年度に導入された森林環境譲与税について、伊仙町を含む森林の多い市町村の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求めるため、皆様のお手元にお配りしてあります意見書を地方自治法第99条の規定に基づき関係する省庁へ意見を送付されるよう求めるものであります。ご審議よろしくお願います。

○議長（前 徹志議員）

これから、発議第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採決します。

お諮りします。発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第4号については、地方自治法第99条の規定により本日付で関係各省庁へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

△ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 日程第12 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第12 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました所管事務調査事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也